



平成17年度 第3回被害者保護の業務のあり方検討会

被害者保護の業務のあり方検討会 報告書

平成18年 2月 9日

独立行政法人自動車事故対策機構

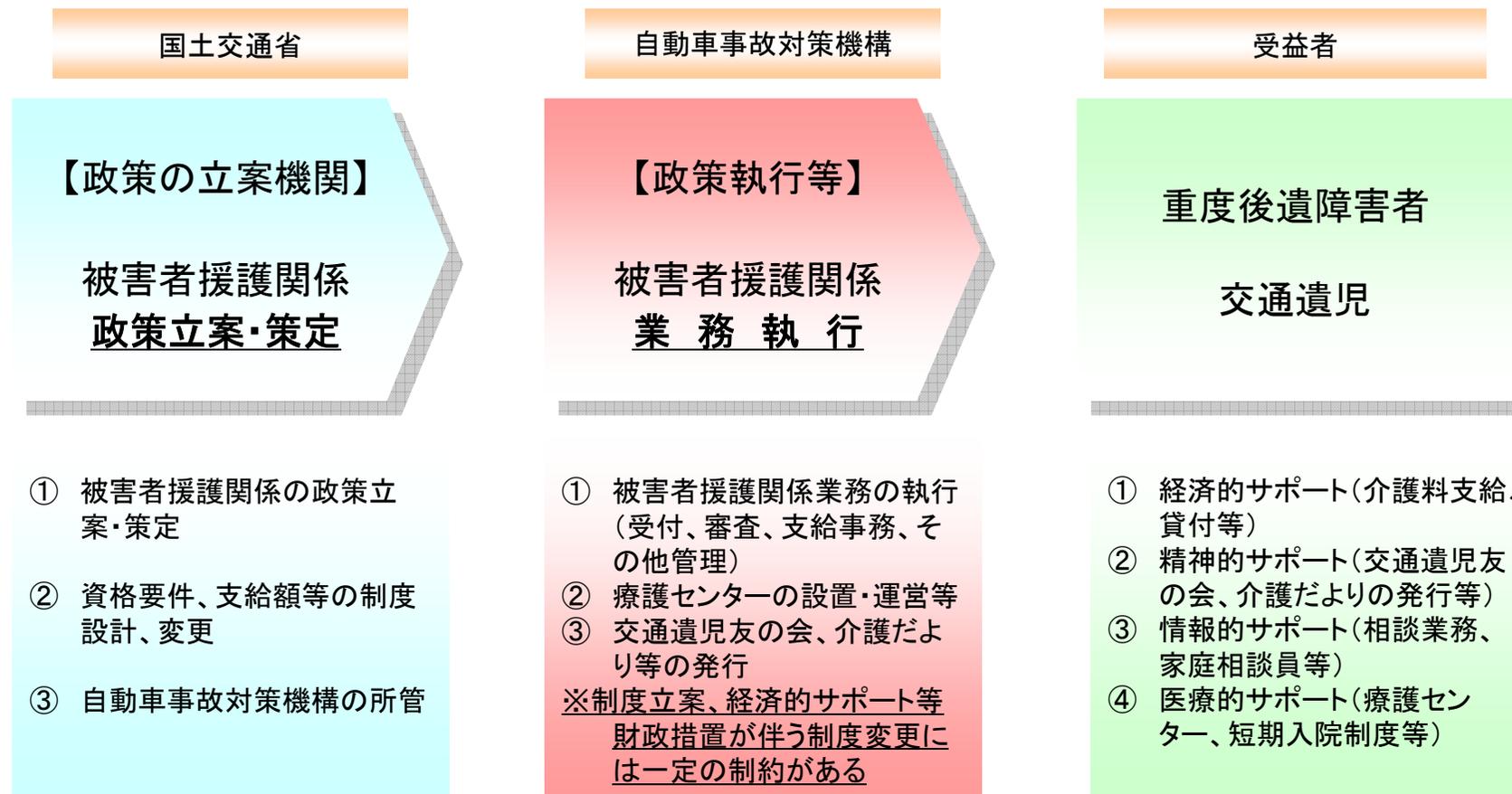
<p>I 検討概要編</p>	<p>1. 本検討会における検討範囲 … 3</p> <p>2. 本検討会における検討の位置づけ 等 … 5</p>
<p>II 分析編</p>	<p>1. 課題の整理(被害者援護事業の充実に向けた課題) … 12</p> <p>2. 外部環境の分析 … 13</p> <p>3. 事業量の分析 … 16</p> <p>4. 受益者のニーズ分析【重度後遺障害者】 … 25</p> <p>5. 受益者のニーズ分析【交通遺児等世帯】 … 30</p> <p>6. 他公的制度に関する分析調査(概略) … 34</p>
<p>III 被害者保護の業務のあり方 検討編</p>	<p>■ 検討のフレームワーク等 … 48</p> <p>III-1 重度後遺障害者の保護業務のあり方 検討編 … 50</p> <p>1. 重度後遺障害者の保護業務における施策の方向性のまとめ … 51</p> <p>2. 施策の評価 … 56</p> <p>3. 重度後遺障害者の保護業務に関する施策の概要 … 60</p> <p>III-2 交通遺児等世帯の保護業務のあり方 検討編 … 65</p> <p>1. 交通遺児等世帯の保護業務における施策の方向性のまとめ … 66</p> <p>2. 施策の評価 … 71</p> <p>3. 交通遺児等世帯の保護業務に関する施策の概要 … 73</p>



I 検討概要編

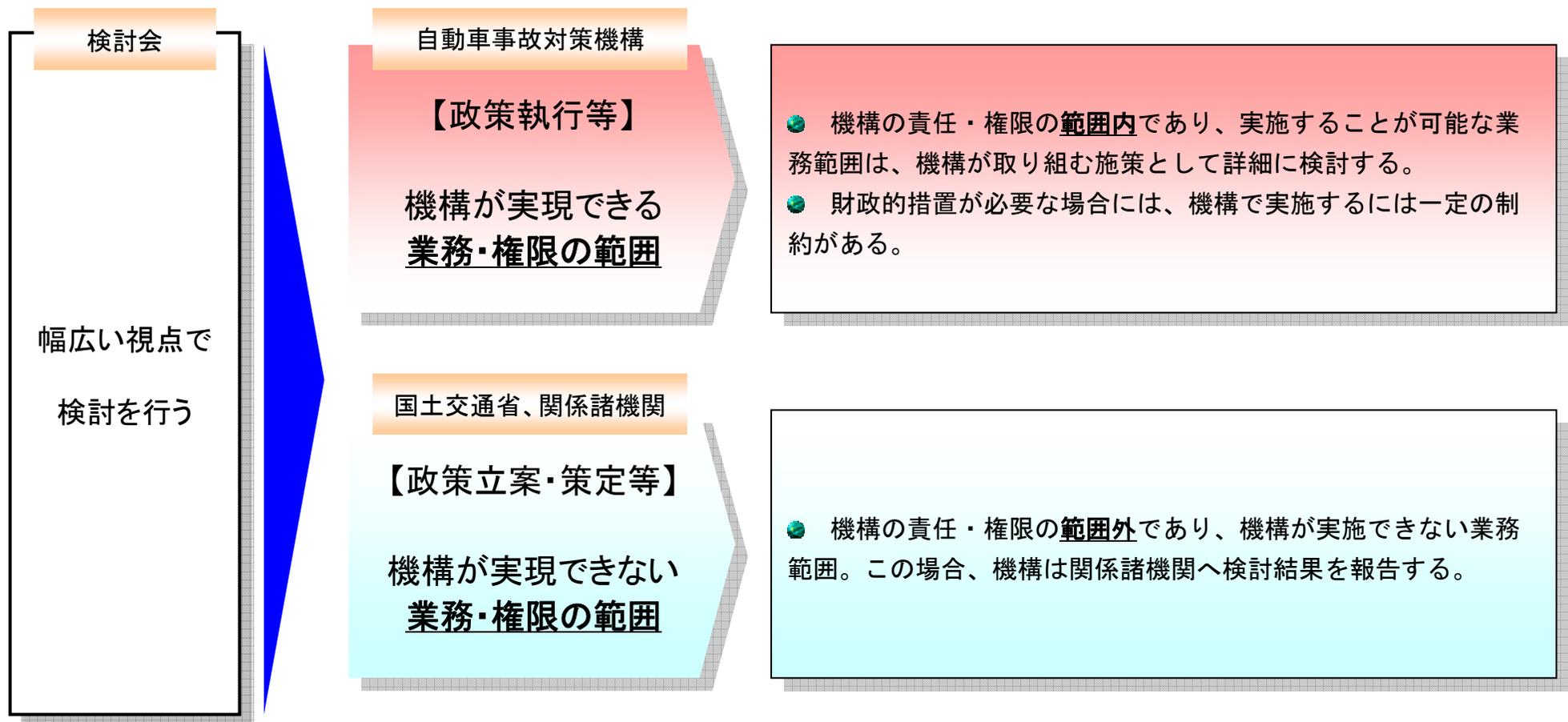
1. 本検討会における検討範囲(1)

- 被害者援護業務については、国土交通省(以下「国交省」という。)が立案した政策を独立行政法人自動車事故対策機構(以下、「機構」という。)が実施している。
- 国交省は、被害者援護関係業務の政策立案の役割があり、制度内容の具体的な政策立案を行っている。
- 機構は被害者援護関係業務の政策を執行する役割があるが、財政措置が伴う制度変更については一定の制約があるため、検討会で提案された全ての事項を実現することができない。



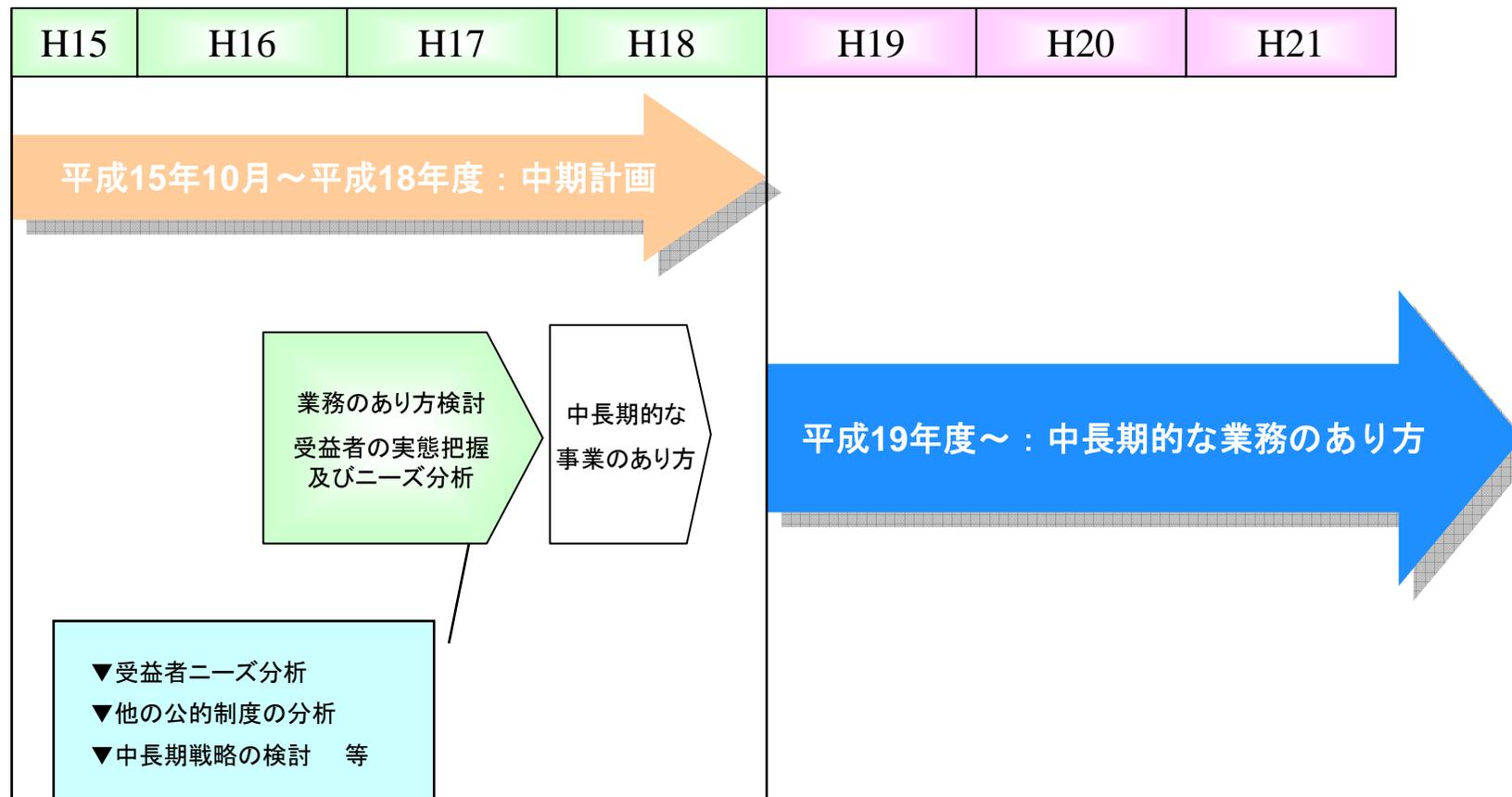
1. 本検討会における検討範囲(2)

- 本検討会では、機構の権限範囲に限定せず、幅広く検討する。しかし、一定の制約があるため、機構では実現できる施策と実現できない施策がある。
- 権限範囲以外の領域のニーズ、新施策提案は、機構で実施できない場合、関係諸機関へ報告する。



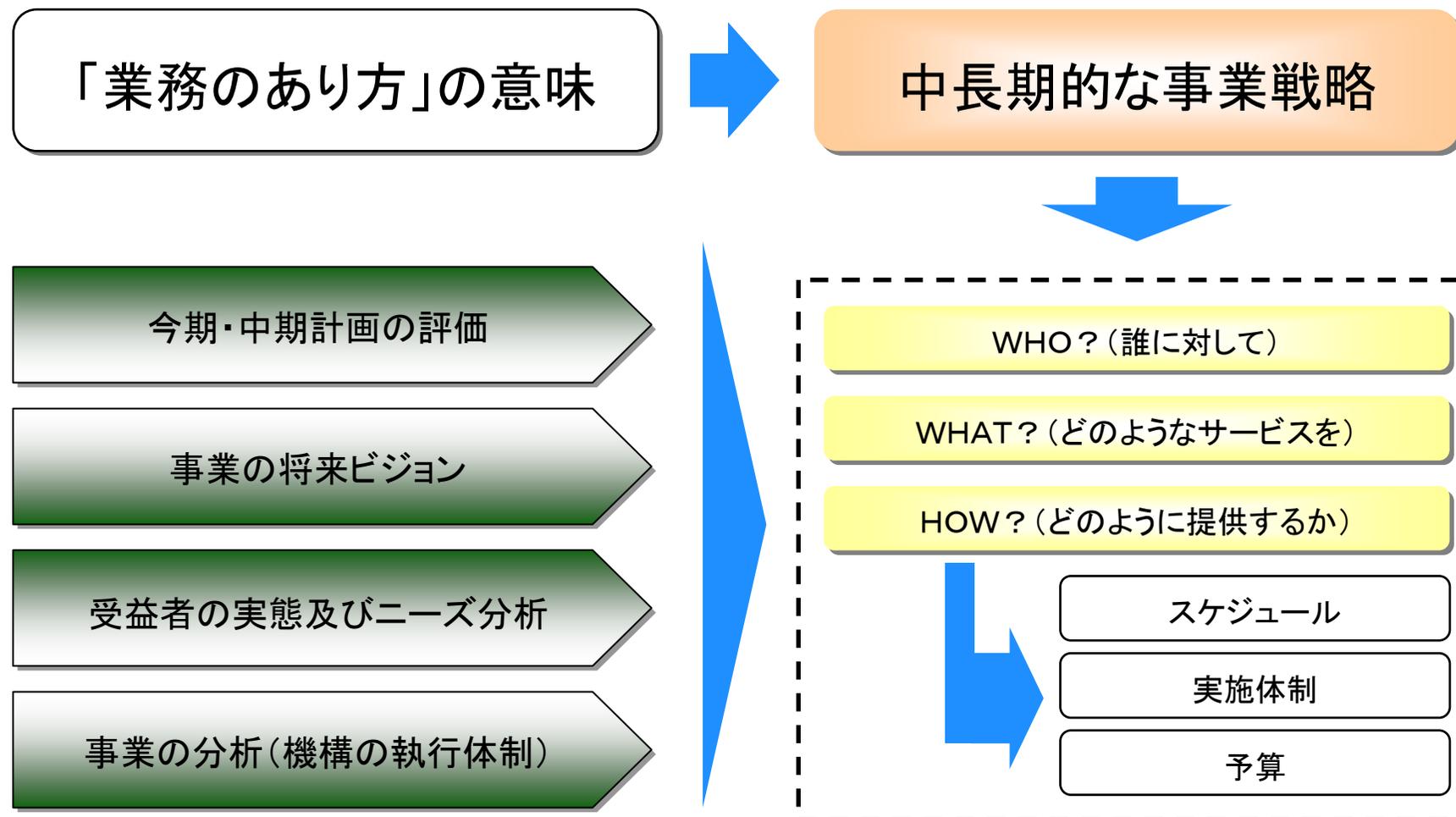
2. 本検討会における検討の位置づけ

- 機構の今期中期計画の進捗状況、実績評価及び課題、受益者の実態・ニーズ分析を踏まえて、被害者援護事業の質及びサービス向上策について検討する。
- 被害者援護事業の中・長期的な業務のあり方(中長期戦略)を明らかにする。



3. 「業務のあり方」とは何か？

- 「業務のあり方」とは、「中長期的な事業戦略」である。
- 中長期的な事業戦略とは、「誰に対して」「どのようなサービスを」「どのように提供(方法)」するかの3点を検討することになる。
- 検討にあたっては、今期・中期計画の評価、事業の将来ビジョン、受益者実態及びニーズ分析、事業の執行体制の分析を踏まえ、中長期的な事業戦略を検討する。



4. 受益者の実態把握及びニーズ分析に即した業務のあり方検討

		機構に期待される事項
関係者 (ステークホルダー)	受益者の視点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 質の高いサービス提供 ➤ 迅速な対応(業務の効率化) ➤ 正確な事務遂行 ➤ 充実した相談対応(きめ細かな対応、相談窓口の充実) ➤ 受益者ニーズに即した情報提供(情報誌、インターネット等の拡充)
	職員の視点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交通遺児等に対する支援能力向上 ➤ 重度後遺障害者の介護家庭への支援能力向上 ➤ 介護方法等の職員の専門性育成 ➤ 接遇力の向上(常に、丁寧で思い遣りある対応)
	経営の視点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 効率的・効果的な業務執行 ➤ 受益者満足度を追求した事業運営 ➤ コスト意識の徹底(ムダの削減)

介護料支給事業・療護センター事業の検討の視点

- 重度後遺障害者における実態把握及びニーズ分析
- 介護者の心理的ケアなど精神的サポート体制の検討
- 医療的サポートの検討
- 情報誌の充実など情動的サポートの検討
- 経済的サポートの検討
- 他制度との棲み分けに関する検討

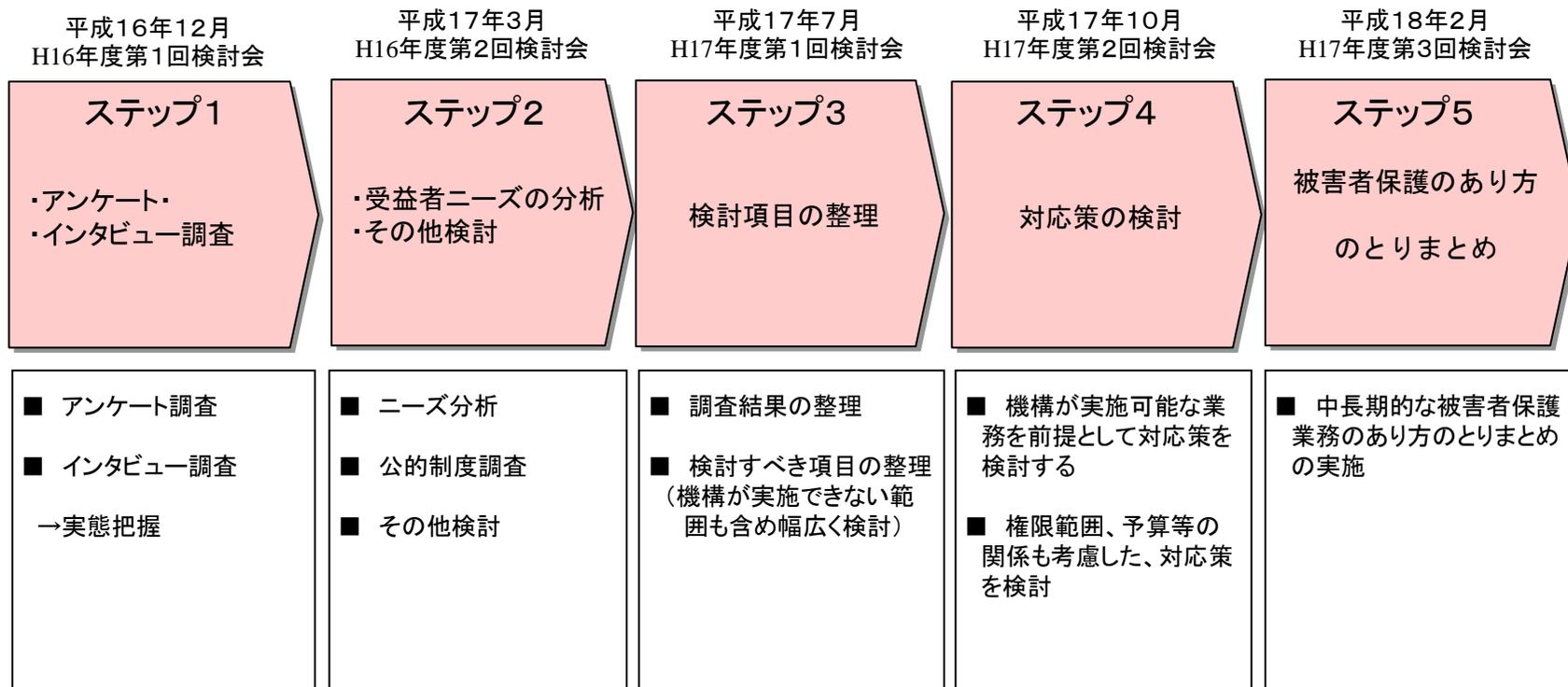
交通遺児等貸付事業の検討の視点

- 交通遺児等の実態把握及びニーズ分析
- 交通遺児等の精神的サポート体制の検討
- 情報誌などによる情動的サポートの検討
- 経済的サポートの検討
- 他制度との棲み分けに関する検討

5. 検討の流れ

- アンケート・インタビュー調査を踏まえ、受益者ニーズ等を整理し、想定される施策案を抽出する。
- 中長期的な被害者保護業務のあり方のとりまとめを実施する。

○検討ステップ

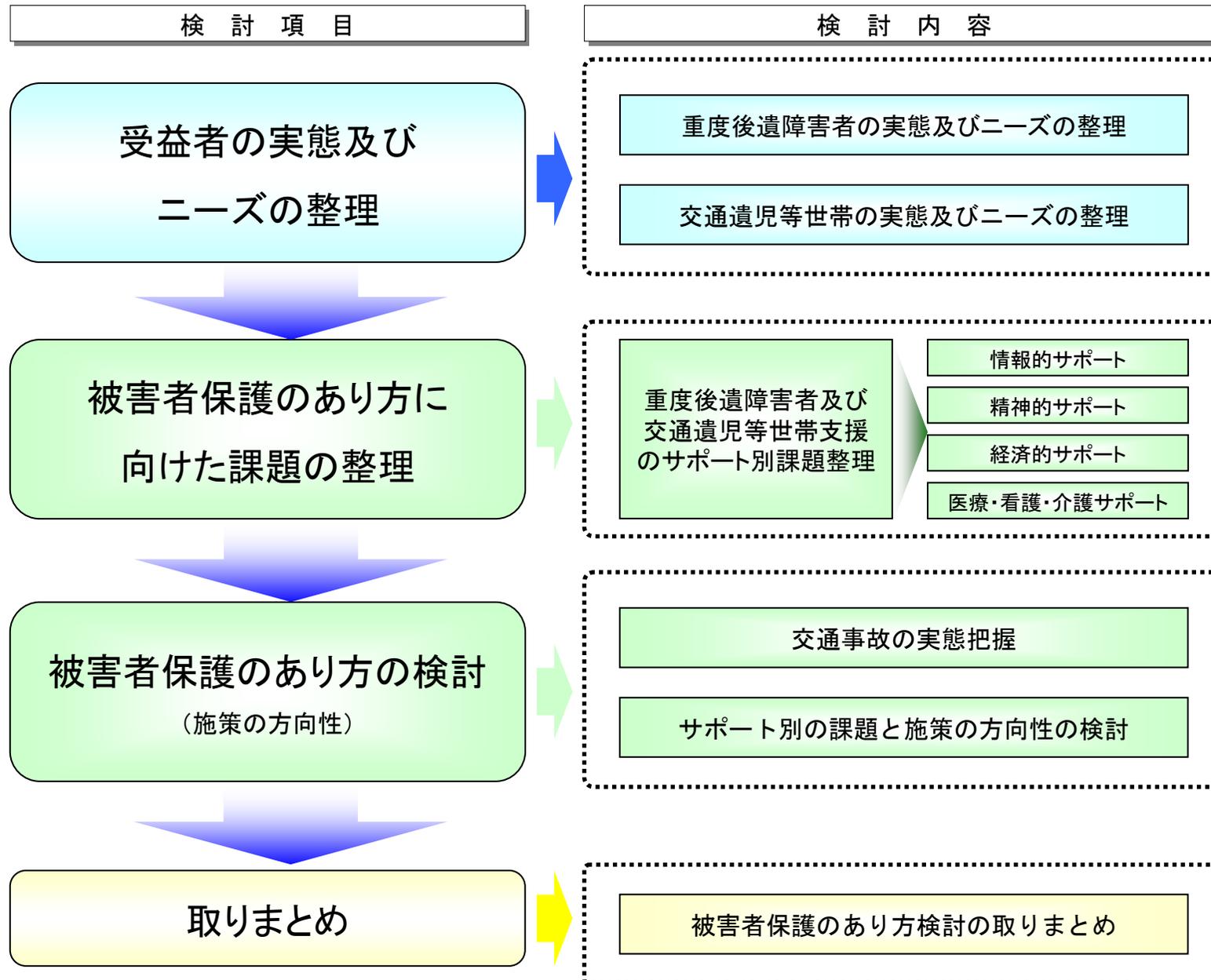


「被害者保護のあり方検討会」

6. 検討会における検討項目

検討会	実施時期	検討項目
平成16年度 第1回検討会	平成16年12月	<ol style="list-style-type: none"> 1. 検討会における検討事項、検討内容、スケジュール等 2. 重度後遺障害者、交通遺児等世帯における実態調査の概要
第2回検討会	平成17年3月	<ol style="list-style-type: none"> 1. ニーズを踏まえた被害者保護の実態把握・課題整理及び対応策の検討 2. 主な公的機関の制度把握の概要整理 (交通事故被害者救済制度、重度後遺障害者支援制度等)
平成17年度 第1回検討会	平成17年7月	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査を踏まえたインタビュー調査結果の整理 2. 全種別における実態調査結果の報告 3. 幅広い視点からの受益者ニーズの整理 4. アンケート・インタビュー調査に基づくニーズ等の整理
第2回検討会	平成17年10月	<ol style="list-style-type: none"> 1. ニーズを踏まえた被害者保護の実態把握・課題整理及び対応策の検討 2. 主な公的機関の制度把握の概要整理 (交通事故被害者救済制度、重度後遺障害者支援制度等)
第3回検討会	平成18年2月	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の被害者保護の業務のあり方の方向性 2. 施策案の検討

7. 被害者保護のあり方の検討フロー





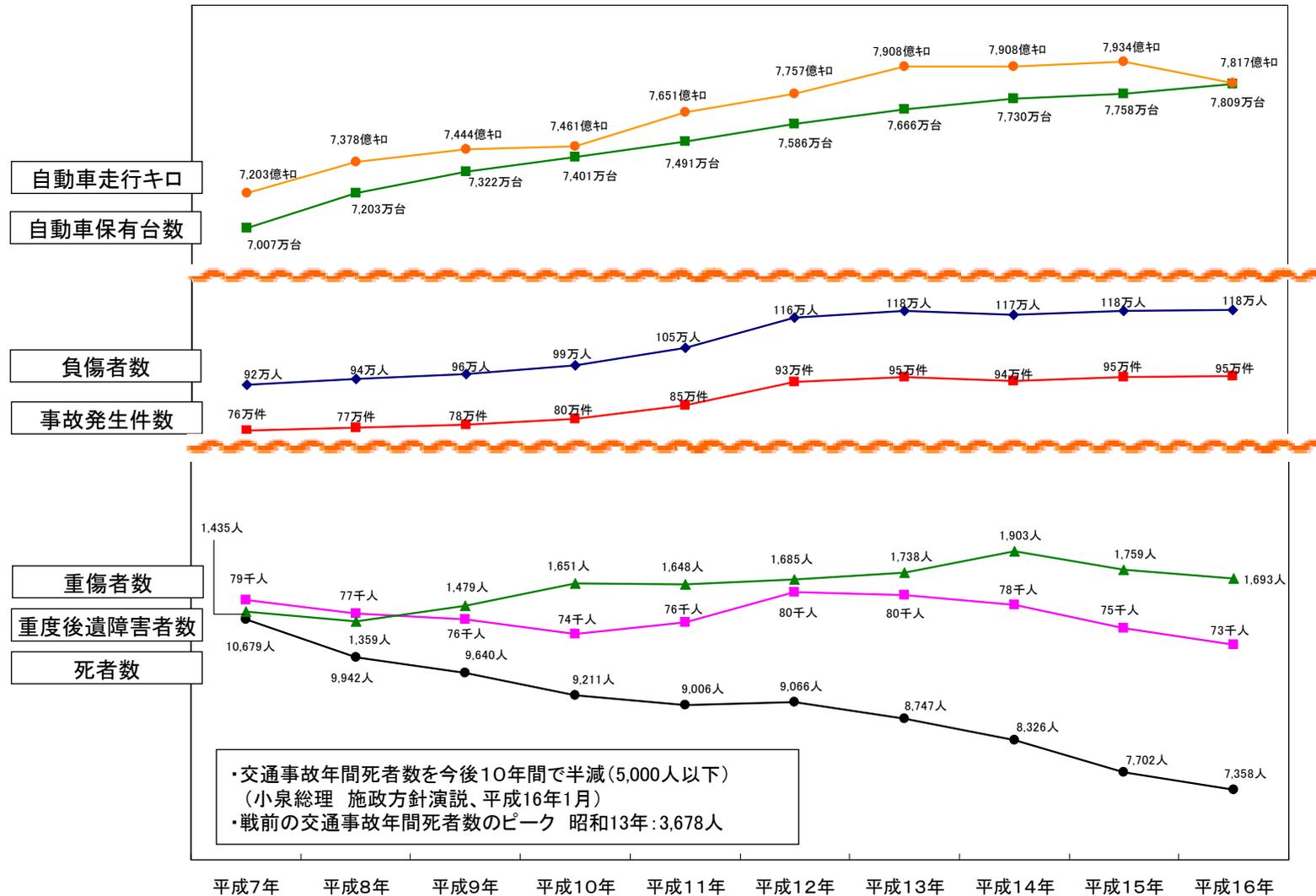
II 分析編

1. 課題の整理(被害者援護事業の充実に向けた課題)

項目	重度後遺障害者の保護業務	交通遺児等世帯の保護業務
1. 交通事故の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○重度後遺障害者は微減傾向にあるが、依然<u>介護料支給業務・療護センター業務の重要性、存在意義が増している。</u> ○重度後遺障害者数は増加傾向にあるため、経済的サポート以外の情動的サポート等を充実させ、<u>多面的な支援を行う必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者、母子家庭、義務教育以下の子どもの数が減少しているため、新規貸付件数は減少しているものの、<u>事業の存在意義と必要性は高い。</u> ○今後、経済的サポートのみならず、<u>多面的なサポートを展開していく必要がある。</u>
2. 事業量の分析	<ul style="list-style-type: none"> ○介護料受給者は増加傾向にあり、今後受益者数は増加すると予想される。 ○今後、介護料支給業務は、<u>種別による柔軟な認定品目の見直し等、受益者ニーズを踏まえた適切な見直しを実施する必要がある。</u> ○療護センターは治療特化の方針を打ち出して以降、<u>病床回転率が向上している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通遺児等貸付業務の貸付件数は、減少傾向にあるが、他機関で実施されていないなど、事業の存在意義は充分であるため、<u>経済的サポートに加え経済的サポート以外のサービスも展開し、受益者ニーズに適切に対応する。</u>
3. 受益者のニーズ分析	<ul style="list-style-type: none"> ○重度後遺障害者のニーズは多面的な内容がある。特に、<u>家族へのサポートが重要である。</u> ○受益者のニーズを踏まえて、今後経済的、情動的、精神的サポートを適切に実施する必要がある。 ○療護センターは自宅の近くにないため、申請しないケースが多い。受益者からは療護センターの増設のニーズがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通遺児等世帯のニーズは幅広いため、<u>今後は機構が実施できる分野、領域、受益者をセグメント化して、優先順位を踏まえた対応を詳細に検討していく必要がある。</u>
4. 他公的制度に関する分析調査(概略)	<ul style="list-style-type: none"> ○公的制度調査の結果(中間)より、全国一律のサービスを展開する領域はあるが、<u>市町村等により取組みに相違が見られる領域もある。</u>例えば、消耗品(おむつ等)の支給、ショートステイの概念の拡大等が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村等の取組み状況を踏まえ、他機関等との連携を強化し、今後精神的サポート、情動的サポート等を充実させる。

2. 外部環境の分析 (1) 交通事故の現状

図 死者数、重傷者数、事故発生件数、自動車保有台数の推移



(出所:警察庁交通局、国土交通省、損害保険料率算出機構 資料による)

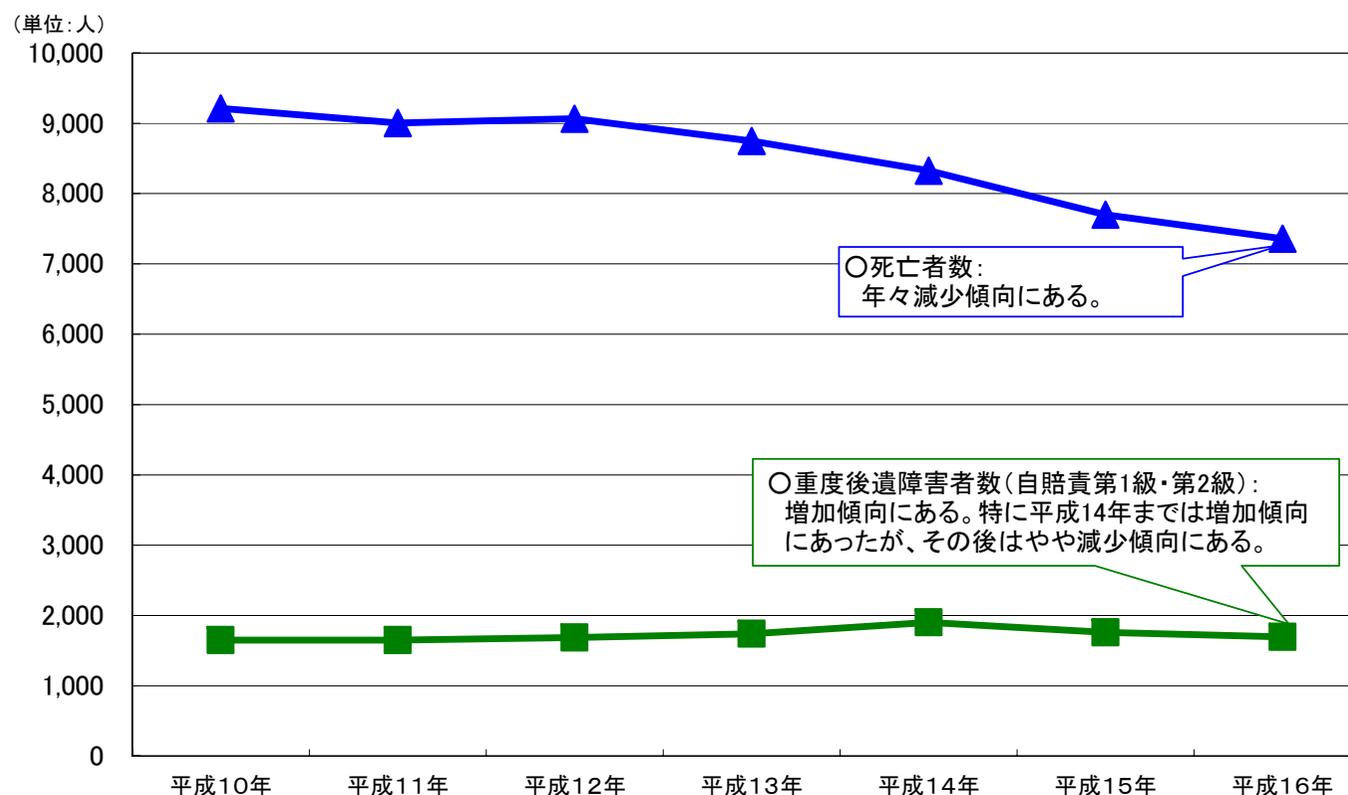
※「自動車走行キロ」及び「重度後遺障害者数」は年度単位による集計。「重度後遺障害者数」は自賠責保険の後遺障害1級～2級に認定された件数

2. 外部環境の分析

(2) 交通事故による死亡者数及び後遺障害者数の推移

- 過去6年間の交通事故による後遺障害者数は平成14年から微減傾向、死亡者数も減少傾向にある。

図 交通事故による死亡者数及び後遺障害者数の推移



出典: 1. 重度後遺障害者数は、自賠責認定1級及び2級に限定し、平成13年度以前の数値は国土交通省「自動車損害賠償年報」、平成14年度以降の数値は損害保険料率算出機構「自動車保険の概況」の数値から当機構にて推計(年度単位の集計)
2. 死亡者数は交通事故総合分析センター「交通統計」より作成。(年単位の集計)

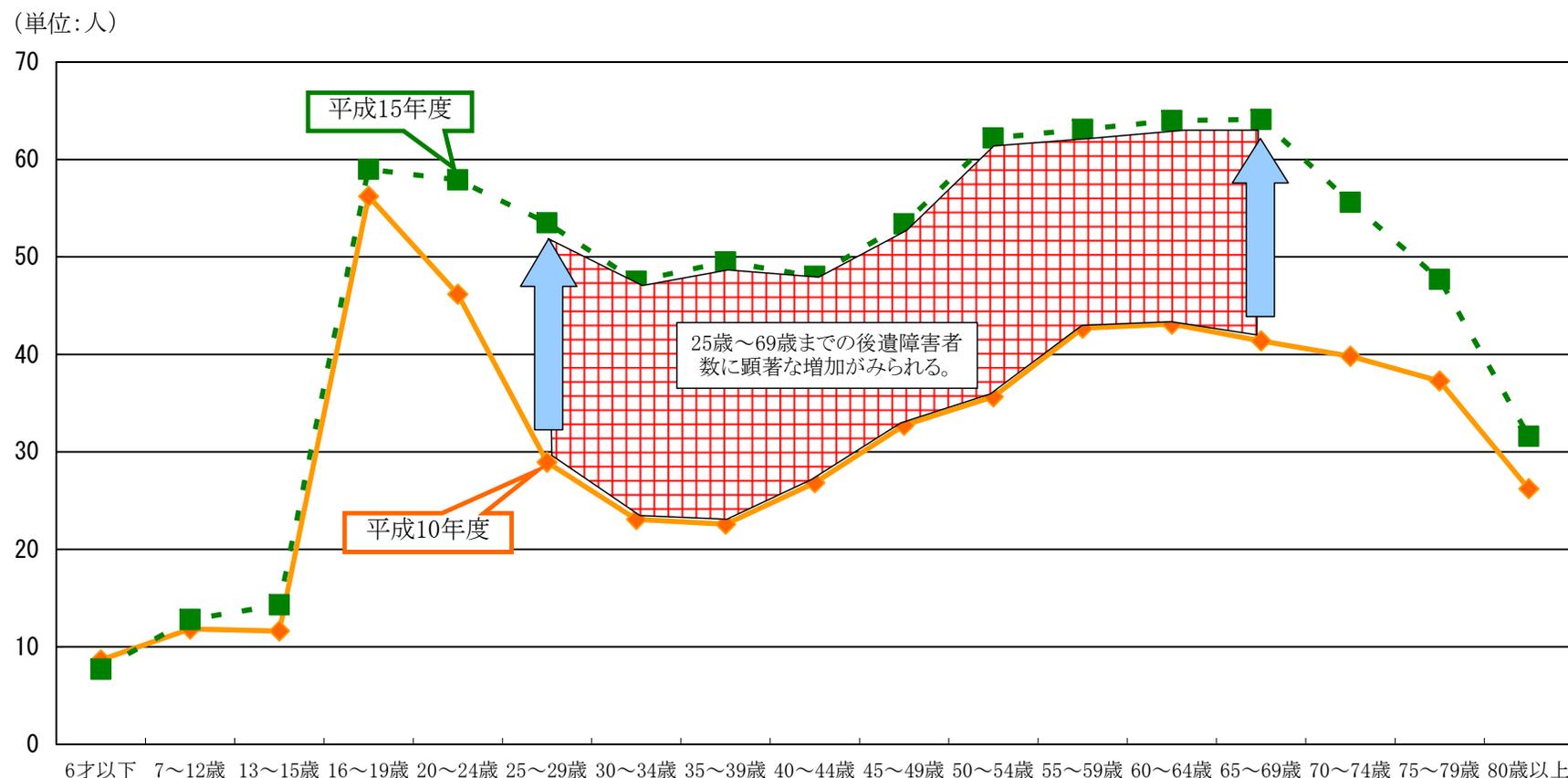
	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
死亡者数	9,211	9,006	9,066	8,747	8,326	7,702	7,358
重度後遺障害者数	1,651	1,648	1,685	1,738	1,903	1,759	1,693

2. 外部環境の分析

(3) 交通事故による後遺障害者数(人口10万人当たりの後遺障害者数)

■ 人口10万人当たりの交通事故による後遺障害者数について、平成10年度と平成15年度を比較検討すると、25歳～69歳の年齢層において、顕著な増加が示されている。(分析対象:交通事故による被害者のみ)

図 人口10万人当たりの後遺障害者数(自賠責第1~第14級)の推移



出典:日本損害保険協会(平成17年)「自動車保険データにみる交通事故の実態」

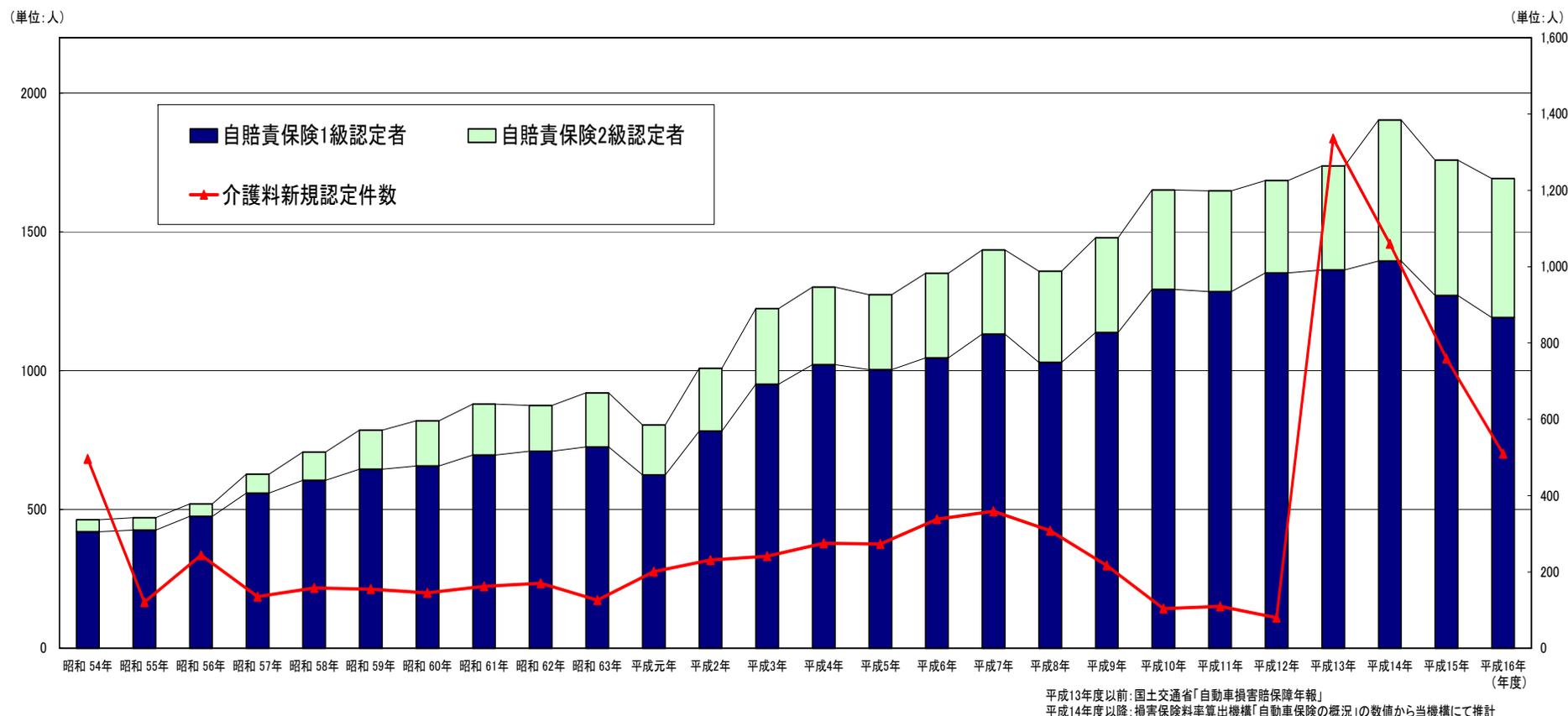
被害者年齢	6才以下	7~12歳	13~15歳	16~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
平成10年度	8.7	11.8	11.6	56.2	46.2	28.9	23.1	22.6	26.8	32.7	35.6	42.7	43.1	41.4	39.8	37.3	26.2
平成15年度	7.7	12.8	14.3	59.0	57.9	53.5	47.5	49.5	48.0	53.4	62.2	63.1	64.0	64.1	55.6	47.7	31.6

3. 事業量の分析

(1) 自賠責1級・2級認定者の推移

■ 自賠責保険と自賠責共済について、介護料受給対象となる後遺障害者の認定者数を検討すると、後遺障害者の認定者数は、増加傾向にある。特に平成14年度までは増加傾向にあったが、その後はやや減少傾向にある。

図 自賠責保険及び自賠責共済の後遺障害の認定者数の推移



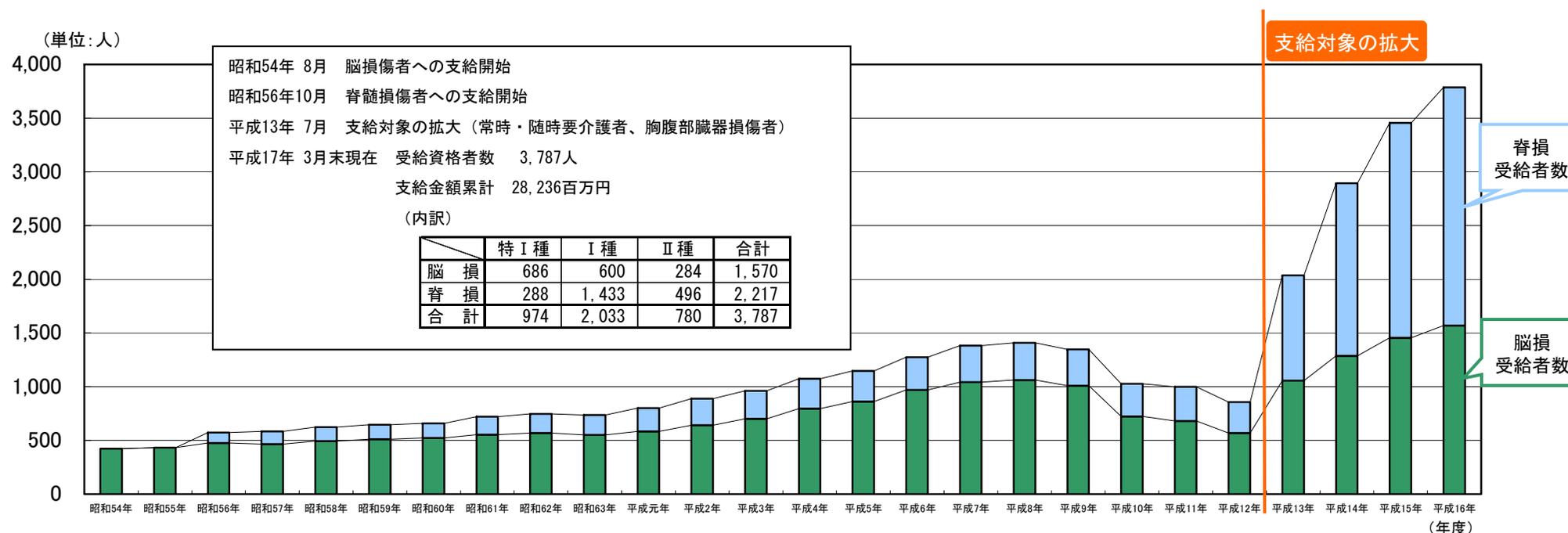
	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
自賠責保険1級認定者	420	426	475	559	605	645	657	696	710	725	625	782	951	1,022	1,004	1,046	1,132	1,030	1,138	1,293	1,285	1,352	1,363	1,395	1,271	1,192
自賠責保険2級認定者	43	44	45	68	102	141	162	184	165	195	180	227	273	279	270	305	303	329	341	358	363	333	375	508	488	501
介護料新規認定件数	496	121	244	135	158	155	145	162	170	126	201	231	241	275	273	338	359	308	217	104	110	80	1,336	1,060	759	510

※ 介護料認定の年度と自賠責1級・2級に認定された年度には、タイムラグが存在する。例えば、平成10年度に自賠責認定され、平成15年度に介護料認定されるケースもある。

3. 事業量の分析 (2) 介護料受給者の推移

■ 平成13年度に制度改正があり、介護料受給者は平成13年度以降、増加傾向にある。

図 介護料受給者の推移



出典: 独立行政法人自動車事故対策機構資料

	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
脳損	424	432	476	465	493	511	522	553	569	550	583	642	701	796	861	969	1,043	1,063	1,010	723	681	568	1,055	1,288	1,454	1,570
脊損	—	—	98	119	130	135	138	167	179	185	216	246	260	277	286	304	339	345	336	304	318	290	981	1,606	2,002	2,217
計	424	432	574	584	623	646	660	720	748	735	799	888	961	1,073	1,147	1,273	1,382	1,408	1,346	1,027	999	858	2,036	2,894	3,456	3,787

3. 事業量の分析 (ご参考)介護料支給世帯の患者の性別及び年齢

- 介護料支給世帯の患者のおよそ4分の3は男性である。
- 現在、30歳代の患者が最も多く(735)、受傷年齢は10歳代(736)、20歳代(763)が多い。

図 患者の性別

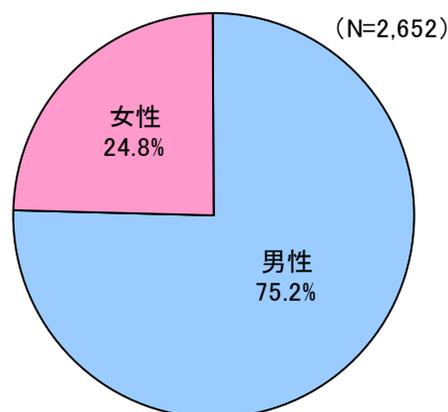
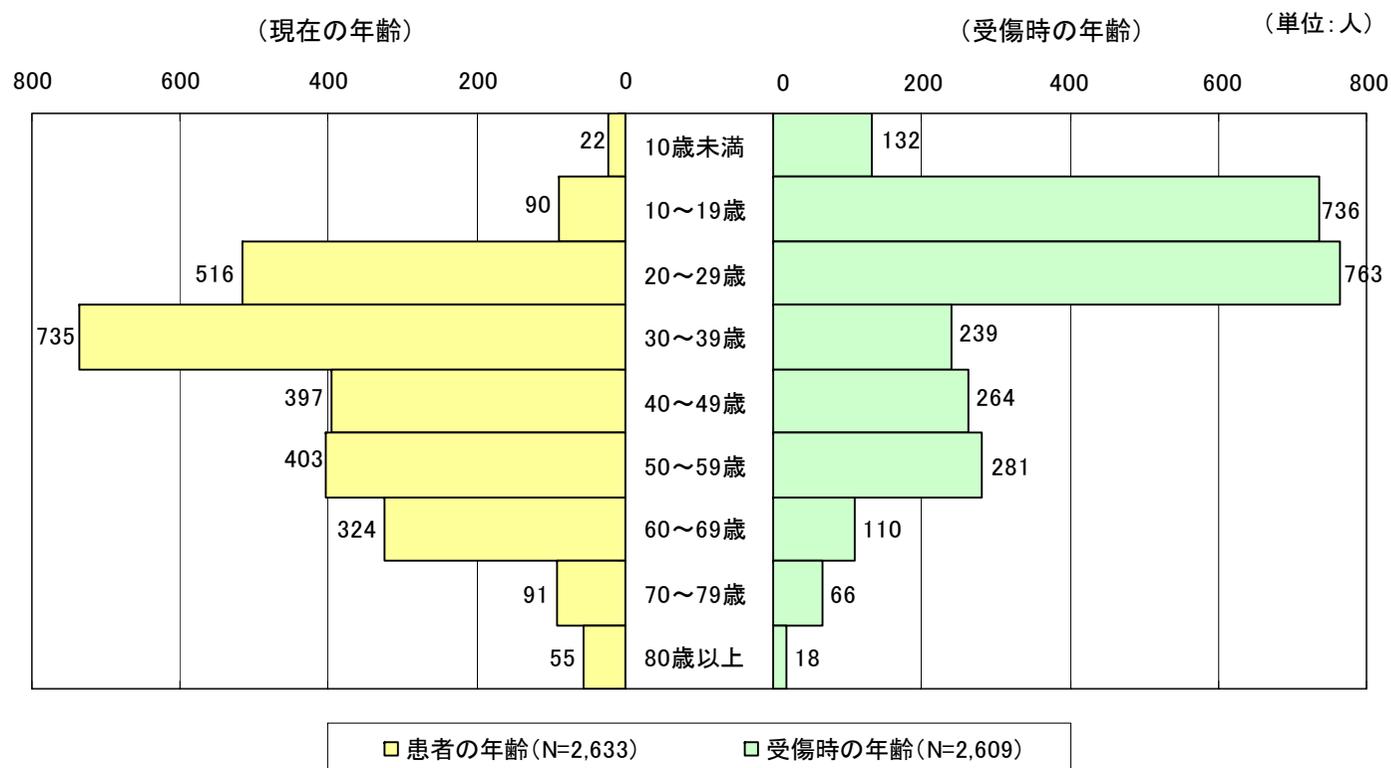


図 患者の現在の年齢と受傷時の年齢

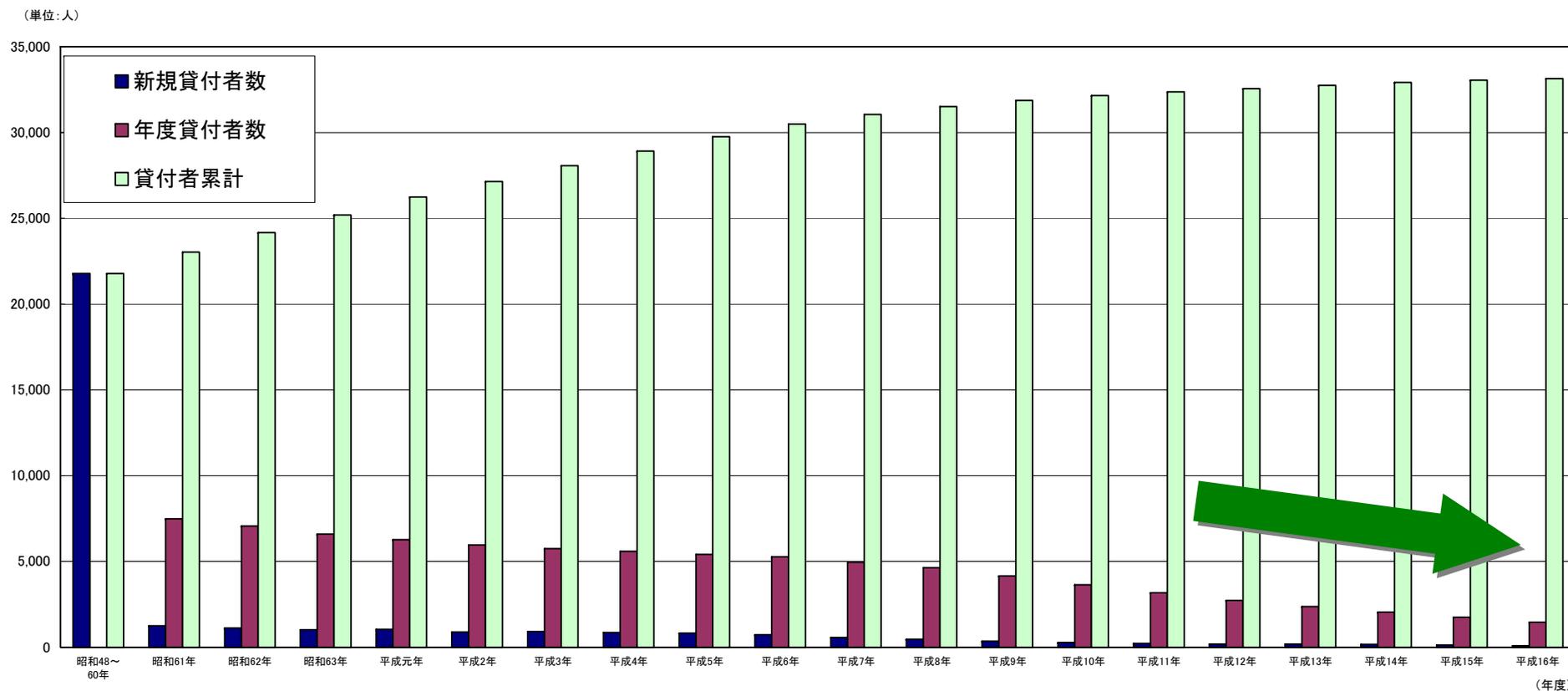


※平成16年度実態調査より

3. 事業量の分析 (3) 交通遺児等貸付者数の推移

交通遺児等貸付者数については、新規件数が減少傾向にあり、年度貸付者数についても減少傾向にある。

図 交通遺児等貸付者数の推移



出典: 独立行政法人自動車事故対策機構資料

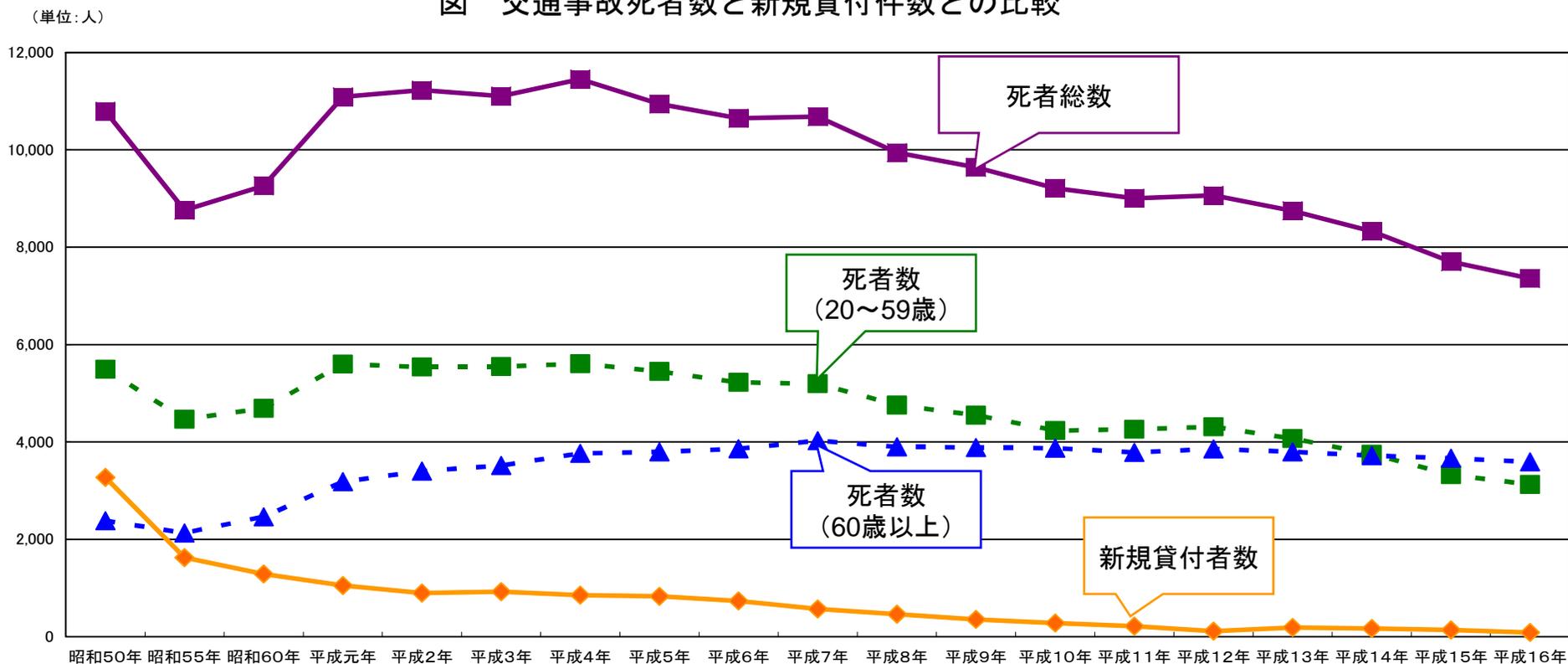
	昭和48～60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
新規貸付者数	21,785	1,253	1,126	1,029	1,052	896	924	855	830	733	570	463	354	281	218	190	188	169	138	85
年度貸付者数	-	7,485	7,067	6,592	6,275	5,967	5,752	5,597	5,413	5,273	4,964	4,631	4,157	3,639	3,173	2,726	2,368	2,051	1,751	1,457
貸付者累計	21,785	23,038	24,164	25,193	26,245	27,141	28,065	28,920	29,750	30,483	31,053	31,516	31,870	32,151	32,369	32,559	32,747	32,916	33,054	33,139

3. 事業量の分析

(4) 交通事故死者数と新規貸付件数

- 近年、新規貸付者数の減少が見られるが、交通事故死者総数も減少し、特に中学生以下の子どもの親である可能性の高い20～59歳の死者数も減少傾向にあることから、貸付対象者が減少していることが推測される。
- 死者数を検討すると、60歳以上の死者数が上昇傾向にあり、高齢者の事故に占める割合が増加している。

図 交通事故死者数と新規貸付件数との比較



出典：交通事故総合分析センター（平成17年）「交通統計」、独立行政法人自動車事故対策機構資料より作成

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
新規貸付者数(年度)	3,271	1,622	1,287	1,052	896	924	855	830	733	570	463	354	281	218	116	188	169	138	85
死者数(20～59歳)	5,491	4,463	4,690	5,597	5,539	5,549	5,606	5,450	5,222	5,196	4,759	4,548	4,233	4,261	4,309	4,071	3,746	3,328	3,125
死者数(60歳以上)	2,383	2,129	2,462	3,186	3,403	3,518	3,766	3,799	3,859	4,028	3,900	3,885	3,873	3,784	3,858	3,799	3,718	3,666	3,591
死者総数	10,792	8,760	9,261	11,086	11,227	11,105	11,451	10,942	10,649	10,679	9,942	9,640	9,211	9,006	9,066	8,747	8,326	7,702	7,358

※「新規貸付者数」は年度単位による集計

3. 事業量の分析

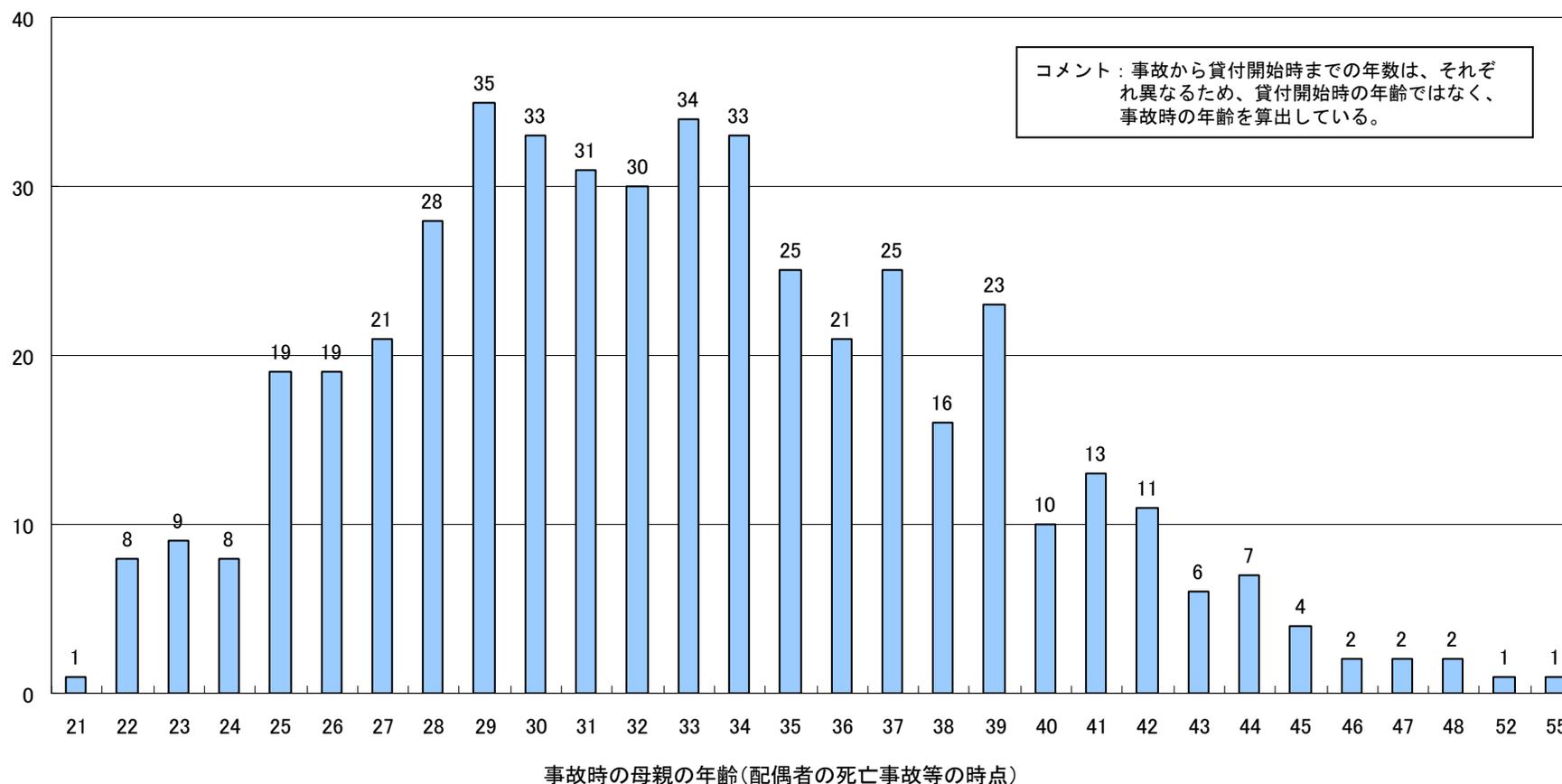
(ご参考)貸付を利用している母親の事故時の年齢

- 貸付を利用している母親の事故時の年齢を算出している。
- 母親の事故時の年齢は20代後半から、30代が中心であるが、その年齢は20代前半から50代後半まで、幅広くわたっている。

図 貸付を利用している母親の事故時の年齢

(N=478)

(単位:人)



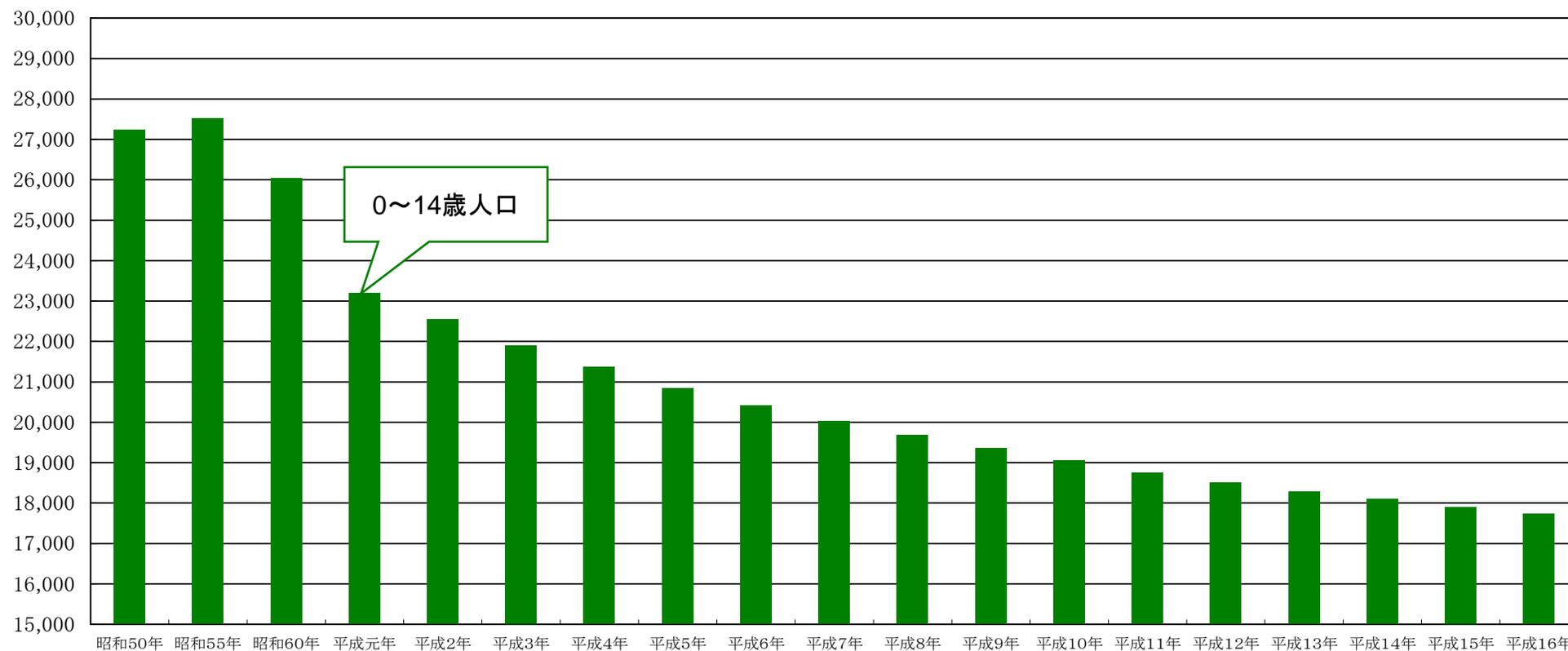
※平成16年度実態調査より

3. 事業量の分析 (ご参考)0~14歳人口の推移

- 少子化により子どもの数が減少しており、0~14歳人口の推移を検討すると、年々減少傾向にある。
- この点からも、貸付対象者数は、今後減少することが考えられる。

図 0~14歳人口の推移

(単位:千人)



(単位:千人)

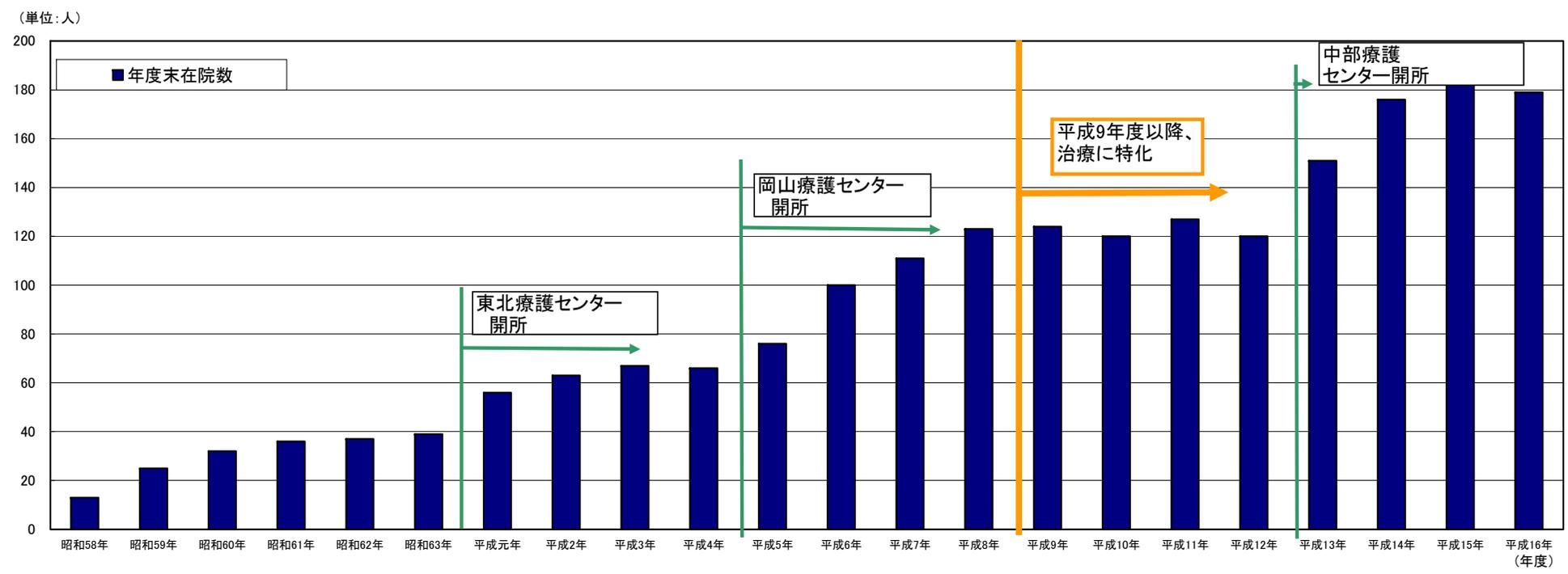
	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
0~14歳人口	27,232	27,524	26,042	23,201	22,544	21,904	21,364	20,841	20,415	20,033	19,686	19,366	19,059	18,742	18,505	18,283	18,102	17,906	17,734

出典：総務省統計局

3. 事業量の分析 (5) 療護センターの在院数の推移

- 療護センターの年度末在院数は、それぞれの療護センターの開設とともに増加している。
- (千葉療護センター：昭和59年2月開所、東北療護センター：平成元年7月開所(平成14年4月20床増床)、岡山療護センター：平成6年2月開所、中部療護センター：平成13年7月開所)

図 療護センター年度末在院数の推移



出典: 独立行政法人自動車事故対策機構資料

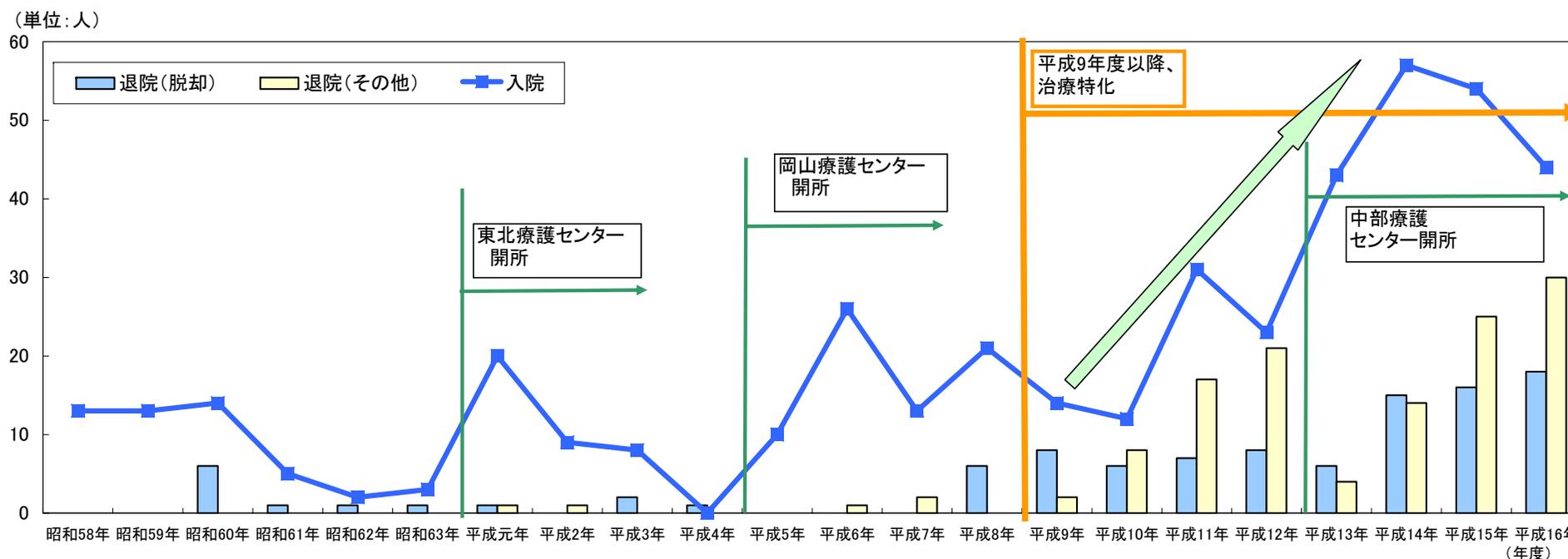
	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
年度末在院数	13	25	32	36	37	39	56	63	67	66	76	100	111	123	124	120	127	120	151	176	185	179

3. 事業量の分析

(6) 療護センターの入・退院患者数の推移

- 療護センターの入・退院患者数の推移を検討すると、平成9年度以降の入院は治療特化されたため、平成9年度以降は、入・退院数が増加している。
- 治療特化とは、公平性、効率性の観点から、入院患者の長期滞留傾向の解消及び運営の効率化に資するため、植物状態からの脱却を目指し、機能回復に向けた積極的な治療活動を行うこととしたものである。

図 療護センター入・退院患者数の推移



出典: 独立行政法人自動車事故対策機構資料

	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
退院(脱却)	0	0	6	1	1	1	1	0	2	1	0	0	0	6	8	6	7	8	6	15	16	18
退院(その他)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	2	8	17	21	4	14	25	30
入院	13	13	14	5	2	3	20	9	8	0	10	26	13	21	14	12	31	23	43	57	54	44

4. 受益者のニーズ分析【重度後遺障害者】

(1) 調査の概要

調査実施期間

- ・平成17年2月4日にアンケート票を配布し、平成17年2月16日を回収期限とし、平成17年3月31日までに回収されたアンケート票を分析対象とした。

調査方法

- ・介護料支給全世帯(3,621世帯)にアンケート票を配布し、郵送にて回収した。

分析対象

- ・介護料支給全世帯(3,621世帯)のうち、回収した全世帯を対象とした。

	世帯配布数	回収数	回収率
脳損特Ⅰ種	635	490	77.2%
脳損Ⅰ種	591	477	80.7%
脳損Ⅱ種	266	203	76.3%
脊損特Ⅰ種	277	201	72.6%
脊損Ⅰ種	1,381	977	70.7%
脊損Ⅱ種	471	304	64.5%
合計	3,621	2,652	73.2%

集計方法

- ・グラフ作成にあたり、「無回答」を除外した値を採用する。

4. 受益者のニーズ分析【重度後遺障害者】

(2) アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズ(情報のサポート)

	調査結果 (ニーズ)
全種別共通	・在宅介護となる前に機構制度の情報を希望している
脳損 特I種	・障害や回復に関する情報、病院情報を希望しており、機構の相談員からの情報を希望している
脳損 I種	・障害や回復に関する情報を希望している ・ホームヘルパーや訪問看護師に関する情報を希望している ・看護・介護・家事等、自分の代理者がいないことへの不満が強く、在宅サービスの情報を希望している
脳損 II種	・ホームヘルパーや訪問看護師に関する情報を希望している ・障害や回復に関する情報を希望している(介護だよりをより活用できるよう、改善を求めている)
脊損 特I種	・入院できる病院、施設情報を希望している ・看護・介護・家事等、自分の代理者がいないことへの不満が強く、在宅サービスの情報を希望している
脊損 I種	・旅行等の娯楽情報を希望している ・機構の相談員に対しては、介護機器の種類や使い方の情報が得られること希望している ・医療・介護サービス等への不満が強く、介護者のニーズにあう介護スタッフの情報を希望している
脊損 II種	・介護だよりを活用できるよう、改善を求めている ・旅行等の娯楽情報を希望している ・機構の相談員に対しては、介護機器の種類や使い方の情報が得られることを希望している

検討項目の整理

機構や療護センター等からの 情報提供

機構の制度情報

障害・回復情報

在宅サービス情報

病院・施設情報

娯楽情報

介護スタッフ情報

介護機器情報

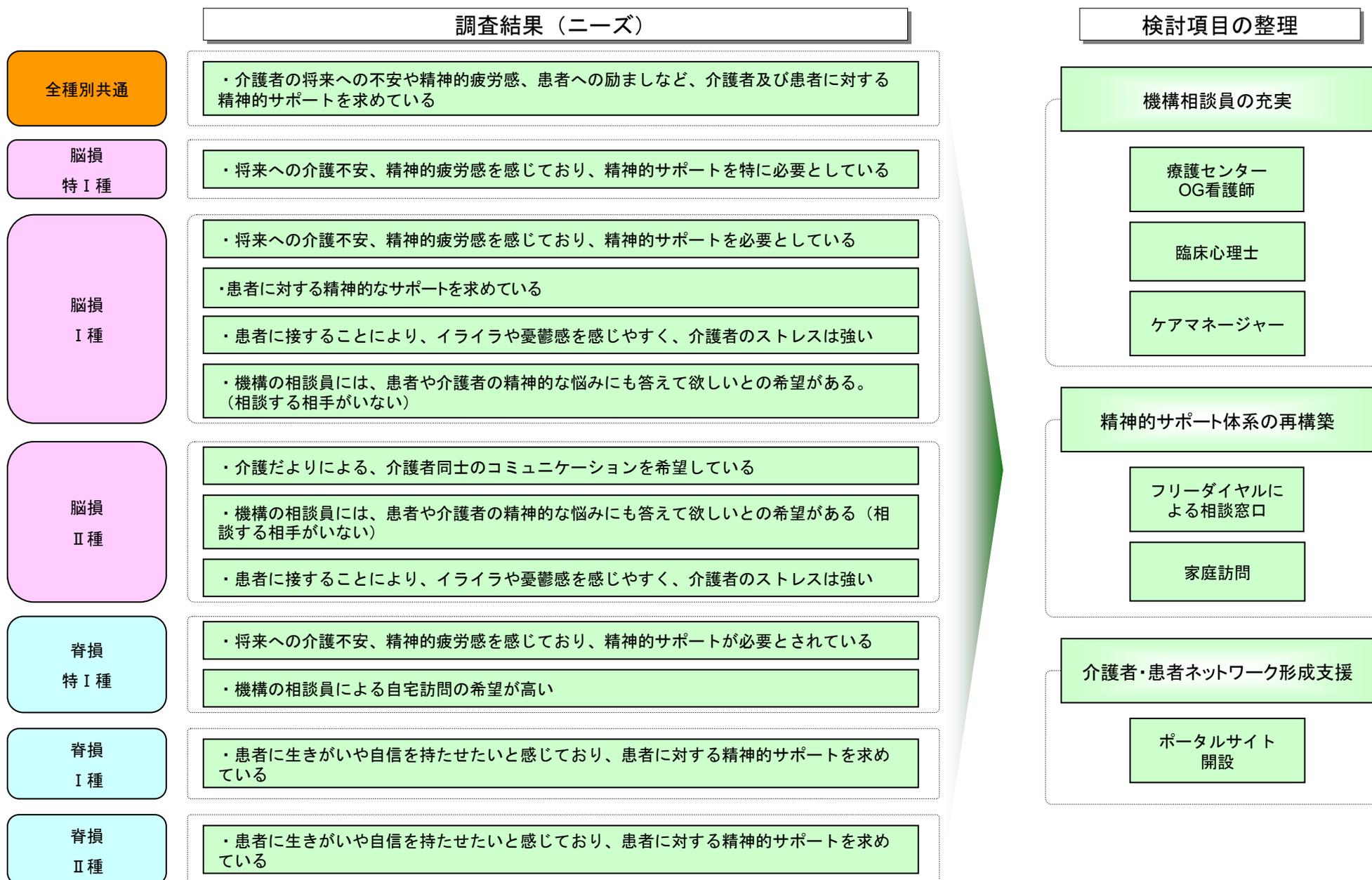
介護だより・機構相談員の充実

内容の拡充

知識の充実

4. 受益者のニーズ分析【重度後遺障害者】

(3) アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズ(精神的サポート)



4. 受益者のニーズ分析【重度後遺障害者】

(4) アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズ(経済的サポート)

調査結果 (ニーズ)

検討項目の整理

全種別共通

・ 認定品目に関する満足度が低い

・ 認定品目は、大半が自費購入しており、認定品目を分かりやすくしたり、ある程度柔軟にすることが必要である

脳損
特I種

・ 訪問看護・訪問リハビリに要する自己負担額が高い

・ 訪問介護に要する自己負担額が極端に高い家庭が存在する

脳損
I種

・ 訪問診療に要する自己負担額が高い

・ 訪問介護に要する自己負担額が極端に高い家庭が存在する

脳損
II種

・ 介護料の認定品目と支給額、入院の補助額への不満が強い

脊損
特I種

・ デイサービスに要する自己負担額が高い

・ 訪問介護に要する自己負担額が極端に高い家庭が存在する

脊損
I種

・ 介護料の認定品目と支給額、入院の補助額への不満が強い

脊損
II種

・ 訪問介護に要する自己負担額が極端に高い家庭が存在する

・ 経済的支援の満足度が低い

経済的サポートの充実

認定品目等の
見直しの検討

4. 受益者のニーズ分析【重度後遺障害者】

(5) アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズ(医療・看護・介護サポート)

調査結果 (ニーズ)

検討項目の整理

全種別共通

・在宅介護サービスや通所サービスに対する不満が強い

脳損
特I種

・介護を他人にまかせることへの抵抗感が非常に強く、身体的疲労も大きい

・患者の状態回復に向け、努力する傾向にある

・自宅から近い地域に療護センターを設立して欲しい

脳損
I種

・サービス内容に制限があるため、訪問介護・訪問入浴サービスに対する不満が強い

脳損
II種

・患者に接することにより、イライラや憂鬱感を感じやすく、介護者のストレスは強い

脊損
特I種

・介護の身体的負担が大きく、介護や看護を代わってくれる人がいないと認知しやすい

脊損
I種

・サービス内容に制限があるため、訪問診療・訪問リハビリに対する不満が強い

脊損
II種

・サービス内容が画一的であるため、デイサービスに対する不満が強い

医療制度・病院等の拡充

短期入院制度の
充実

療護センターの拡充
及び協力病院の
増加

協力病院等からの
医療的支援の充実

在宅看護・介護等サービスの充実

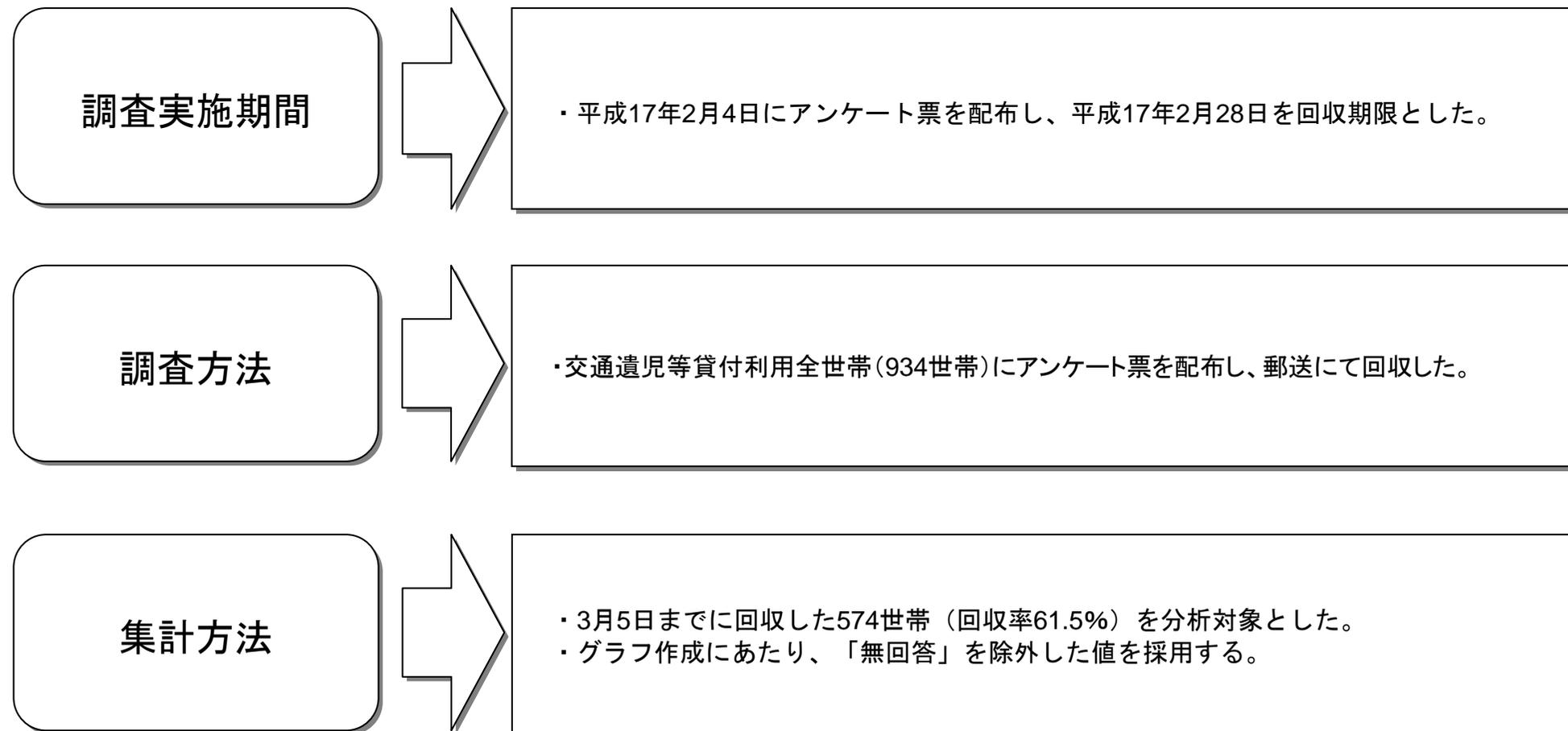
訪問医療の充実
(診療・看護・リハ)

訪問介護の充実

通所施設の充実
(デイケア等)

5. 受益者のニーズ分析【交通遺児等世帯】

(1) 調査の概要



5. 受益者のニーズ分析【交通遺児等世帯】

(2) アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズ(経済的サポート)

調査結果 (ニーズ)

検討項目の整理

生活困窮の改善

- ・預貯金額が少ないと、生活費の不足感を感じやすい
- ・保護者の生活・経済緊迫感を低減するには経済的サポートの充実が重要である
- ・正社員で働いていても、預貯金がない場合は、生活に困窮するため、貸付の利用を希望する

貸付金額の自由な変更

- ・貸付金額を自由に決められるよう、変更して欲しい
- ・自由な金額の設定は、特に中学生の親に希望されている

突発的な出費への対応

- ・生活が困窮しているため、緊急時の経済的援助や前借を希望している
- ・病気等、緊急の場合に臨時貸付が受けられることを希望している

将来のための貯え

- ・万一のときのために、機構の貸付金を貯金しておきたい
- ・所得が上昇するほど自由な貸付金額設定の希望者が増加しており、収入に余裕のある場合には、将来のためにスライドさせたいというニーズがあることが推測される
- ・預貯金や収入が増加すると、生活や経済的な緊迫感は減少することから、できるだけ収入や預貯金は増やしたい

経済的サポートの充実

貸付金額の柔軟性の検討

必要時対応の貸付の整備

5. 受益者のニーズ分析【交通遺児等世帯】

(3) アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズ(情報のサポート)

調査結果 (ニーズ)

検討項目の整理

貸付制度の 広報の工夫

・事故から制度を知るまで1年以上かかっている者が過半数にのぼっており、情報入手が困難である

・貸付制度の認知方法は、機構からの電話やDMが主であるが、機構からの連絡が、なぜ来たのかを明確にして欲しい

・事故から早い時期に制度が認知されると、比較的早く申し込むことができる

他の制度、裁判、子育て等の 情報公開

・高校、大学以降に利用できる貸付制度をわかりやすく紹介して欲しい

・事故後の裁判等に対応するための情報や、制度に関する情報、一人親の子育て情報等及び、相談できる場所の情報が欲しい

家庭相談員の 改善

・専門性のある相談員が必要であり、相談員が対応できない問題であれば、相談できる機関を紹介して欲しい

友の会だよりの 改善

・友の会だよりの満足度は、精神的満足や精神的癒しに関する満足度が低い

・友の会だよりへの期待度は高い

・友の会だよりは他の制度情報等を掲載して欲しい

友の会の集いの 改善

・友の会の集いは日程が選択でき、子どもだけの参加や子どもの年齢により、企画をわけて欲しい

・友の会の集いは、仲間とのコミュニケーションや精神的な癒しに関する満足度が低い

コンテストの 改善

・コンテストについては、仲間とのコミュニケーションや、精神的な勇気づけに関する満足度が低い

・コンテストは参加者全員が喜びを得られるようにしたり、他の子どもと交流できるようにして欲しい

情報のサポート

貸付制度の広報の
検討

高校・大学入学後の
奨学金、貸付情報の
提供

相談員・友の会活動

情報提供内容、相談
内容の検討

企画内容の検討

5. 受益者のニーズ分析【交通遺児等世帯】

(4) アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズ(精神的サポート、家事・育児サポート)

調査結果 (ニーズ)

検討項目の整理

保護者への精神的サポートの必要性

・育児不安は乳幼児や小学生の親に特に強いため、幼い子どもの保護者は、特に精神的サポートを必要としている

家庭相談員の改善

・家庭相談員の満足度は、精神的満足や癒しの点においてあまり満足できていない

・子育ての難しさは子どもの年齢により変化するため、相談する際には、子どもの年齢にあった回答を望む

・全て一人で責任を負っている辛さについて、相談員に相談にのって欲しい

・手紙やインターネット等のサポートにも対応して欲しい

同じ経験を持ち、理解してくれる人との交流の希望

・保護者は、同じ経験を持つ人とのコミュニケーションを希望している

各種サポートの対象は、親族や友人・知人が多いが、保護者の状況を理解してくれる人はあまりいないため、理解者を必要としている

・交通事故で配偶者を亡くした人の気持ちがわかる人は少ないため、精神的に支えてくれる人を必要としている

保護者の状況により、サポートの必要性

・子どもが幼い場合、夜間や緊急時の家事・育児サポートが不足しやすいため、サポートを必要としている

・母子・父子家庭の場合、家事・育児サポートが不足しやすい

精神的サポート

家庭相談員の充実

友の会活動、インターネットの充実

家事・育児サポート

家事・育児サポートの情報提供の充実

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(1) 調査の概略

調査の目的

1. 当機構では、独立行政法人化以前の平成8年度を最後に全国の地方公共団体を対象に福祉サービス等に関する調査・取りまとめを行い、本部・支所においてはこの調査結果も参考としながら問合せ等に対応しているところである。
2. 当時の調査から現在までの間に介護保険法の施行や各福祉施策の改正、市町村合併の進展等の外部環境の変化が著しく、今後、受益者をはじめ関係者等からの問合せや情報提供に的確に応えるため、過去の調査の改訂版として公的機関が実施する支援制度を調査することを目的とする。
3. 公的機関が実施する支援制度を把握することにより、当機構の被害者援護業務において今後充実・強化すべき点の検討にも資する。

調査対象先及び調査の進捗状況

1. 予備調査(17年8月～9月)
公的機関が実施する支援制度のアウトラインを把握するため、都県・政令指定都市、市区町村等を含め64団体に対してヒアリング、または資料収集による調査を実施。
2. ヒアリング調査(17年10月～11月)
アンケートの回答内容を踏まえ、補完して調査すべき項目があれば適宜実施する。
3. アンケート調査(17年12月～18年2月)
プレ・ヒアリング調査を踏まえたアンケート票を全都道府県・市町村に配布・回収する(11/1:対象数2,170)。
4. 結果のとりまとめ(18年2月頃)

調査内容

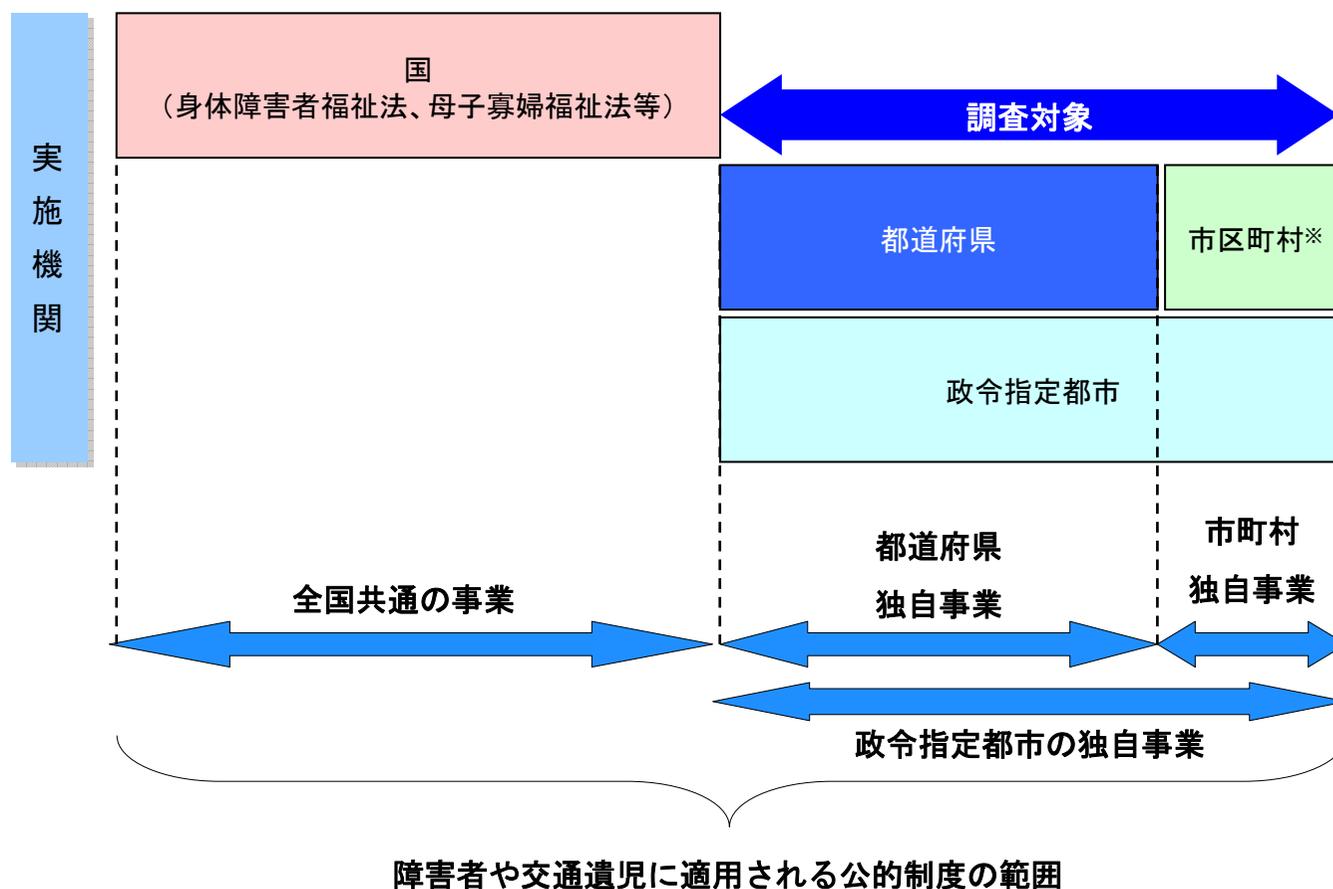
1. 当該自治体独自の支援内容(制度創設年月、関係法令・条例、支援内容(支援品目・サービス)、支援を受けるための資格要件)
2. 相談サービスの内容(相談できる内容、相談を受けるための資格要件、相談体制(専門家の有無等))
※重度後遺障害者、交通遺児等世帯とも共通

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(2) 障害者や交通遺児に適用される国や地方公共団体の制度概略

- 障害者や交通遺児を対象とした制度は、法令により定められているものと、各自治体独自事業がある。
- 調査対象は、都道府県、政令指定都市、市町村を対象とし、独自事業を中心に把握する。

図 障害者や交通遺児に適用される公的制度の実施機関とその範囲



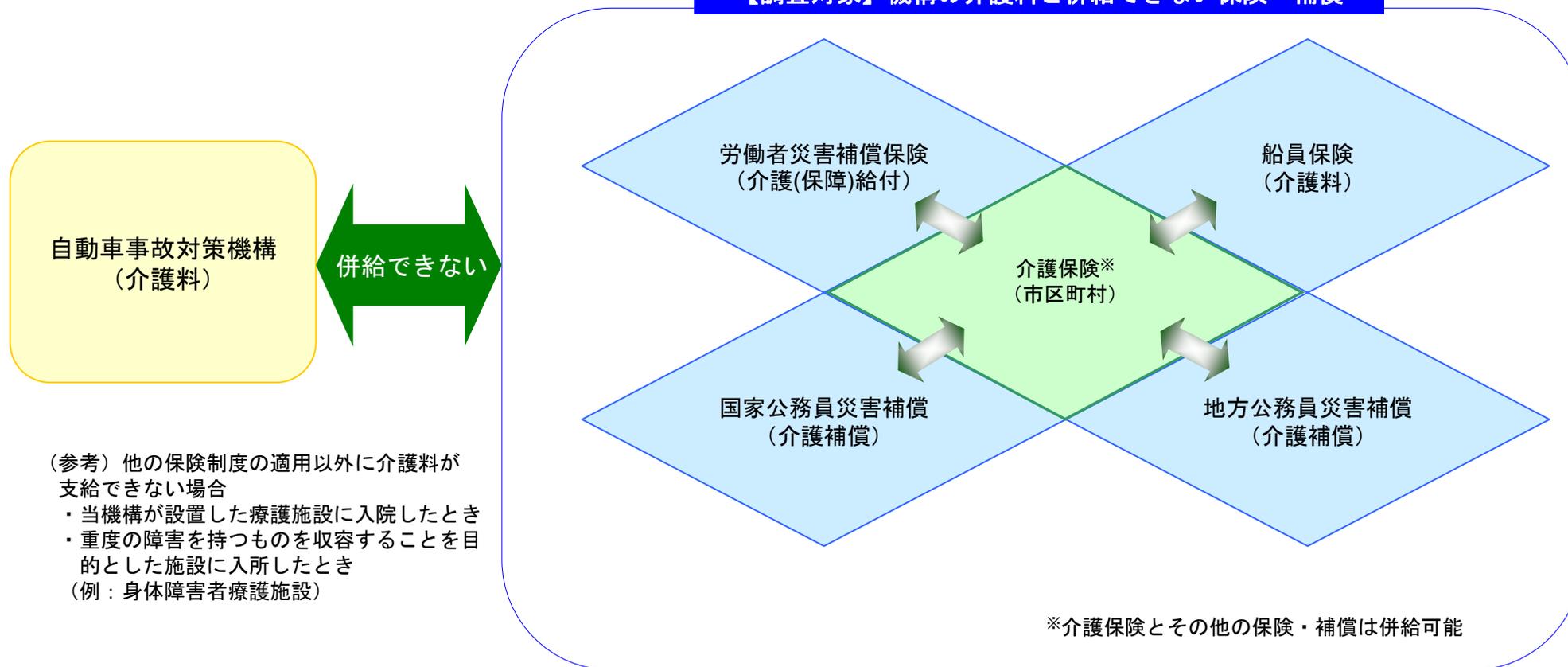
※政令指定都市を除く

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(3) 機構の介護料と併給できない保険・補償の概要

- 機構の介護料に関連する公的制度については、併給できない他の保険制度についても補償内容等を調査し、機構の介護料支給制度、交通遺児貸付制度のサービス内容を把握し、評価する。

【調査対象】 機構の介護料と併給できない保険・補償



(参考) 他の保険制度の適用以外に介護料が支給できない場合

- ・ 当機構が設置した療護施設に入院したとき
- ・ 重度の障害を持つものを収容することを目的とした施設に入所したとき

(例：身体障害者療護施設)

※介護保険では、改築費として20万円までは費用の9割が支給される

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(4) 交通遺児等を対象とした他の公的制度(地方公共団体以外)の概要

- 機構の生活資金貸付けに関連する他の公的制度については、全国規模の財団や法人、各地域の財団や法人、公的な保険制度や公的な団体等についても調査し、機構の介護料支給制度、交通遺児貸付制度のサービス内容を評価する。

【調査対象】 遺児を対象とした他の制度 (地方公共団体以外)

自動車事故対策機構
(生活資金貸付け)

利用に際して
互いの調整はない

【全国の受益者対象】

財団や法人等からの
奨学金等

例) 財団法人交通遺児育英会

【特定地域の受益者対象】

各地域の財団や法人から
の奨学金、援護金等

例) 財団法人東海交通遺児を励ます会

高速道路関連の財団
からの奨学金等

例) 財団法人ハイウェイ交流センター

公的な保険制度
からの奨学金等

例) 労働者災害補償保険

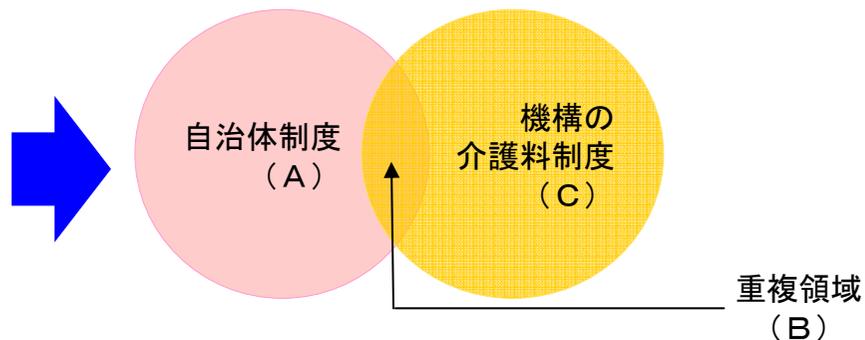
(参考) 貸付利用資格

- ・生活保護を受けている(被保護者)
 - ・生活保護を必要とする状態である(要保護者)
 - ・所得税を納めることを要しない
 - ・市区町村民税を納めることを要しない
 - ・市区町村民税の均等割だけを納めている
 - ・国民年金の保険料を免除されている
 - ・児童扶養手当の支給を受けている
 - ・生活福祉資金の貸付を受けている
 - ・市区町村教育委員会から就学援助を受けている
- 備考: 貸付利用者は、保護者の生活状況が上記のいずれか一つにあてはまる場合である。

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(5) 自治体制度と機構介護料との棲み分け(制度面)の整理

自治体制度と機構介護料制度との関係図



	日常生活用具	補装具	介護サービス	医療に関する助成・給付	交通に関する割引・助成
自治体制度 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽 ・入浴担架 ・体位変換器 ・パーソナルコンピュータ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行器 ・歩行補助つえ ・義肢 ・装具 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所 ○自治体独自事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通所入浴 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・更生医療 ○児童福祉法に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・育成医療 	<ul style="list-style-type: none"> ○法令に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運賃の割引 ・有料道路通行料金の割引 ・航空旅客運賃の割引 等
重複領域 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊マット ・特殊尿器 ・移動用リフト ・電気式たん吸引器 ・特殊寝台 ・歩行支援用具 (スロープ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・電動車いす ・収尿器 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・デイサービス ○自治体独自事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴 ・訪問看護 ・訪問リハビリ 		
機構の介護料制度 (C)			<ul style="list-style-type: none"> ・短期入院 		

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(6) 調査の概略…日常生活用具①(速報ベース)

- 身体障害者福祉法に定められている日常生活用具の中には、機構の認定品目と重複する品目はあるが、自治体から給付されない場合(障害程度の制限により給付されない場合や予備として購入する場合等)においては、機構の介護料が補完機能を果たしている。

身体障害者福祉法に定められている日常生活用具一覧
(肢体不自由者及び呼吸機能障害1～3級程度の障害がある者に対して給付される品目)

※給付にあたっては世帯の課税額により限度額が異なる

- 特殊マット ※赤字は機構介護料の認定品目
- 特殊尿器
- 移動用リフト
- 電気式たん吸引器
- 特殊寝歩行支援用具
- 歩行支援用具(スロープ、手すり等)
- 浴槽(湯沸器含む)
- 便器
- 特殊便器
- パーソナルコンピュータ
- 入浴担架
- 体位変換器
- 重度障害者用意思伝達装置
- 入浴補助用具
- ネブライザー
- 携帯用会話補助装置
- 火災警報器
- 自動消火器
- 居宅生活動作補助用具
- ※ 18歳未満の障害児のみ対象
- 訓練用ベッド
- 訓練いす
- 電磁調理器

図 自治体独自に給付している日常生活用具等

(単位: %)



※ 給付にあたっては障害程度による制限や世帯の課税額により限度額がある

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(6) 調査の概略…補装具②(速報ベース)

- 補装具についても機構の認定品目と重複する品目はあるが、自治体から給付されない場合(障害程度の制限により給付されない場合や予備として購入する場合等)においては、機構の介護料が補完機能を果たしている。

身体障害者福祉法に定められている補装具(肢体不自由の障害がある者に対する給付)

- 車いす
- 電動車いす(障害が重度であり、操作能力が基準以上の場合のみ)
- 収尿器
- 義肢
- 装具
- 座位保持装置
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 頭部保護帽

※ 18歳未満の身体障害者のみ対象

- 座位保持いす
- 起立保持具
- 頭部保持具
- 排便補助具

※ 赤字は機構介護料の認定品目

※ 補装具とは、失われた身体部位や、損なわれた機能を代償したり補う為に交付されるもの

※ 全ての自治体において支給となるが、給付にあたっては障害程度による制限や世帯の課税額による自己負担あり

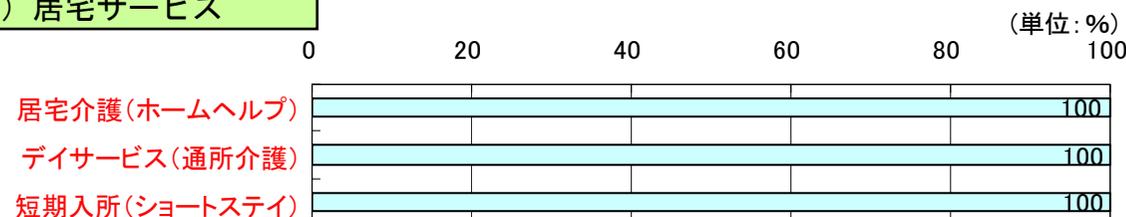
※ 介護保険の認定者の場合、標準的な補装具(車いす、電動車いす、歩行器のみ)を使用する場合は介護保険が優先

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(6) 調査の概略…居宅サービス③(速報ベース)

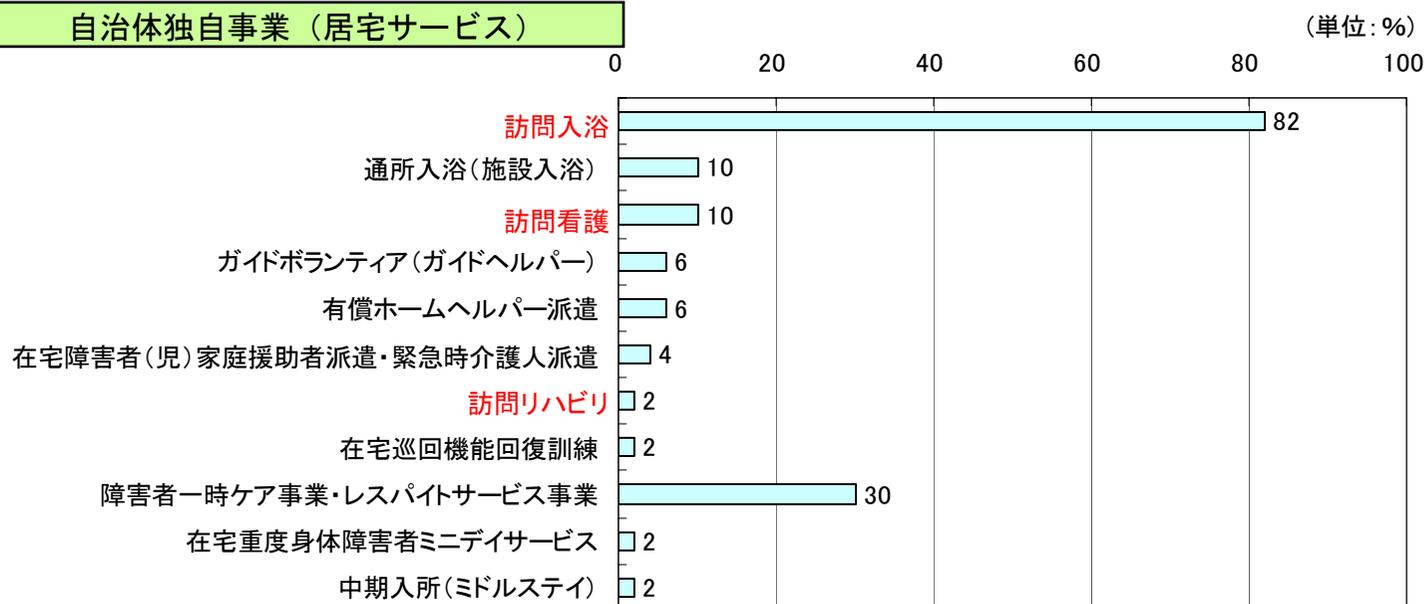
- 身体障害者に対する居宅サービス一覧である。
- 身体障害者福祉法の支援費によるサービスのうち、居宅サービスに該当するものは「居宅介護」、「デイサービス」、「短期入所」であり、全ての自治体においてサービスが提供されているが、障害者の障害程度や介護状況、自治体が提供可能なサービス状況等により、障害者が得られるサービスの利用量には制限がある。
- 自治体独自事業として訪問入浴サービスが提供されるケースが多い。また訪問看護や訪問リハビリサービスを提供している自治体は少ない。
- 障害者一時ケア事業・レスパイトサービス事業、中期入所など、自治体独自事業として障害者を一時的に預かるサービスを提供している自治体もある。

身体障害者福祉法により規定されている (支援費による) 居宅サービス



※ 機構の介護料支給となる短期入所は、治療・療護を伴う短期入所である。
 ※ 支援費によるサービスは、①障害程度や介護者の状況、他のサービスの利用状況により利用頻度に制限がある。②医療行為が伴う場合は支援費による短期入所としての利用はできない。③利用を希望するサービスの全てが支援費により賄われていない。したがって、支援費では賄いきれないサービス(自費により依頼したホームヘルパーや医療行為が伴う短期入院等)については、機構の介護料による補完ニーズがある。

自治体独自事業 (居宅サービス)



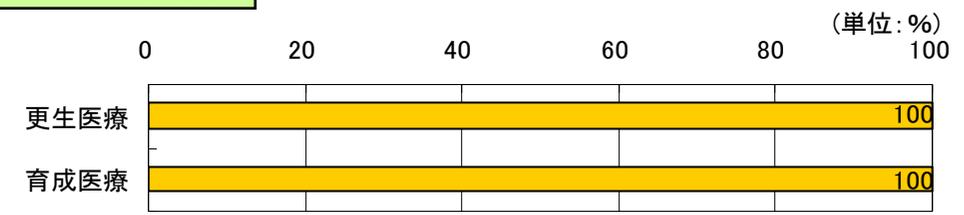
※ 赤字は機構介護料に認定される在宅介護サービス

6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(6) 調査の概略…医療に関する助成・給付④(速報ベース)

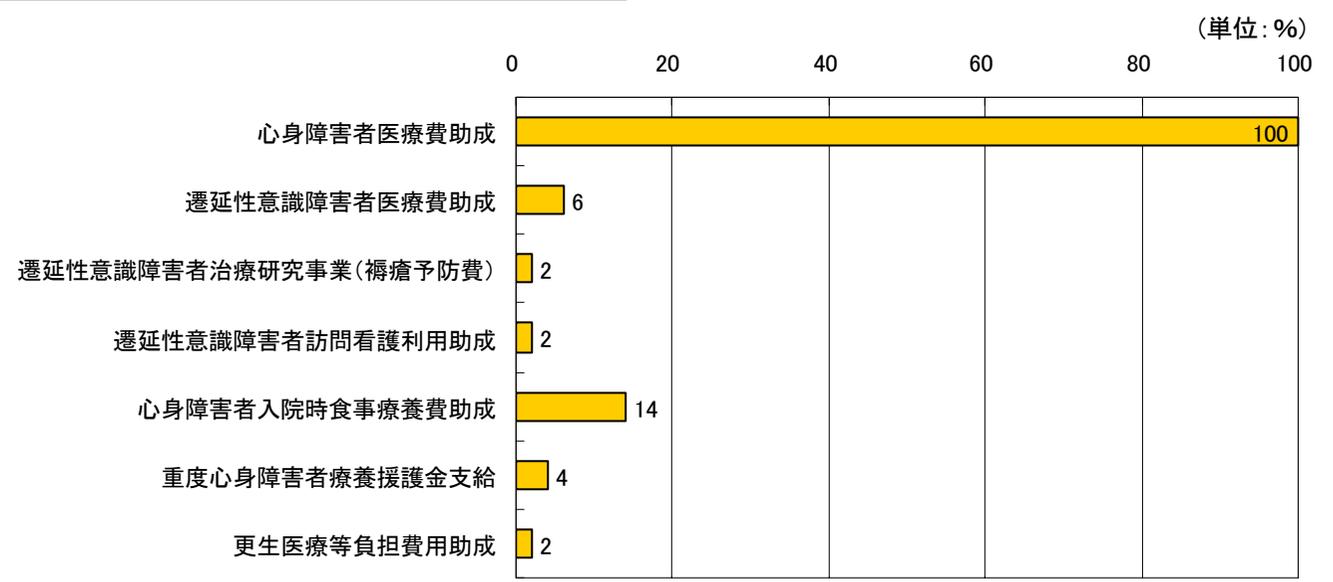
- 育成医療と更生医療については、身体障害者福祉法に定められているため、全ての自治体において給付されている。
- 自治体単独事業として、心身障害者医療費助成(医療費の自己負担分に関する助成)は全自治体で実施されていたが、助成対象となる障害の種別や等級は自治体ごとに異なる(身体障害者等級1~3級が一般的である)。
- 遷延性意識障害者を対象とする助成・給付もいくつか存在する。

身体障害者福祉法に定められている助成



※更生医療：障害の軽減や職業能力の増進のために必要な医療について、更生に必要な医療費などの給付
 ※育成医療：児童に対して、比較的短期間に障害の軽減もしくは除去可能となる医療費の給付

自治体独自事業としての助成・給付例

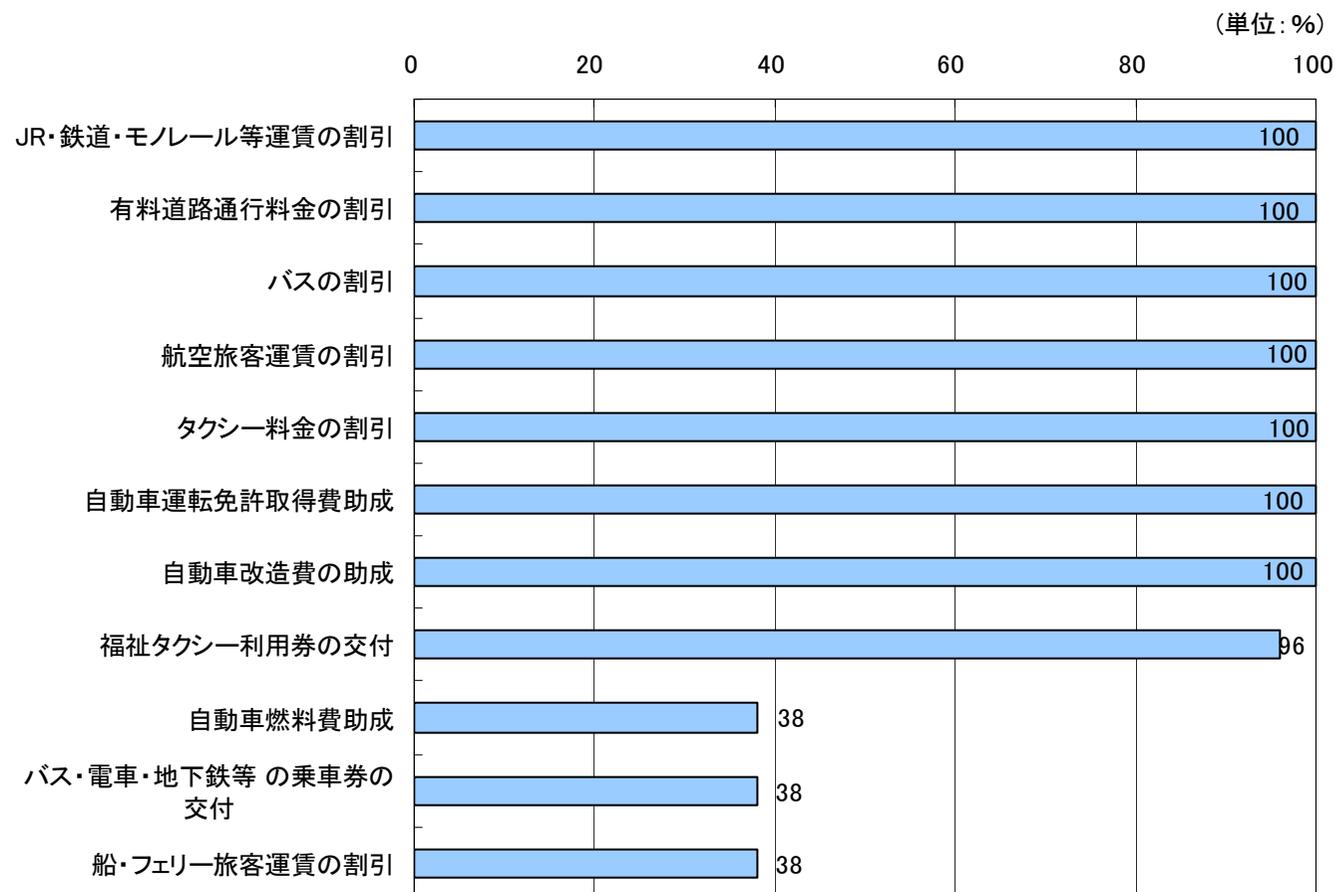


6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(6) 調査の概略…交通に関する割引・助成⑤(速報ベース)

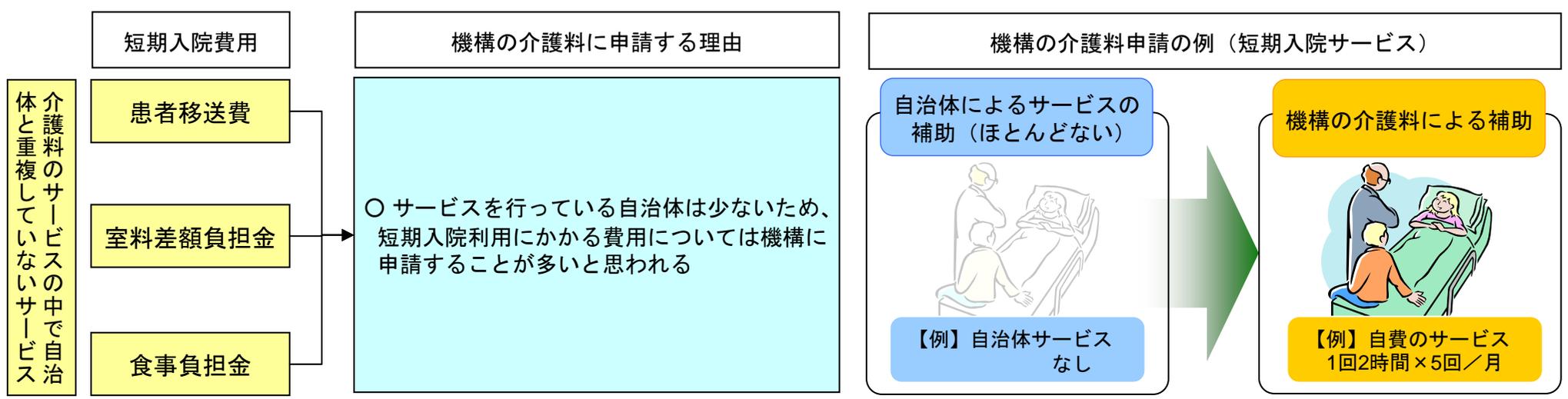
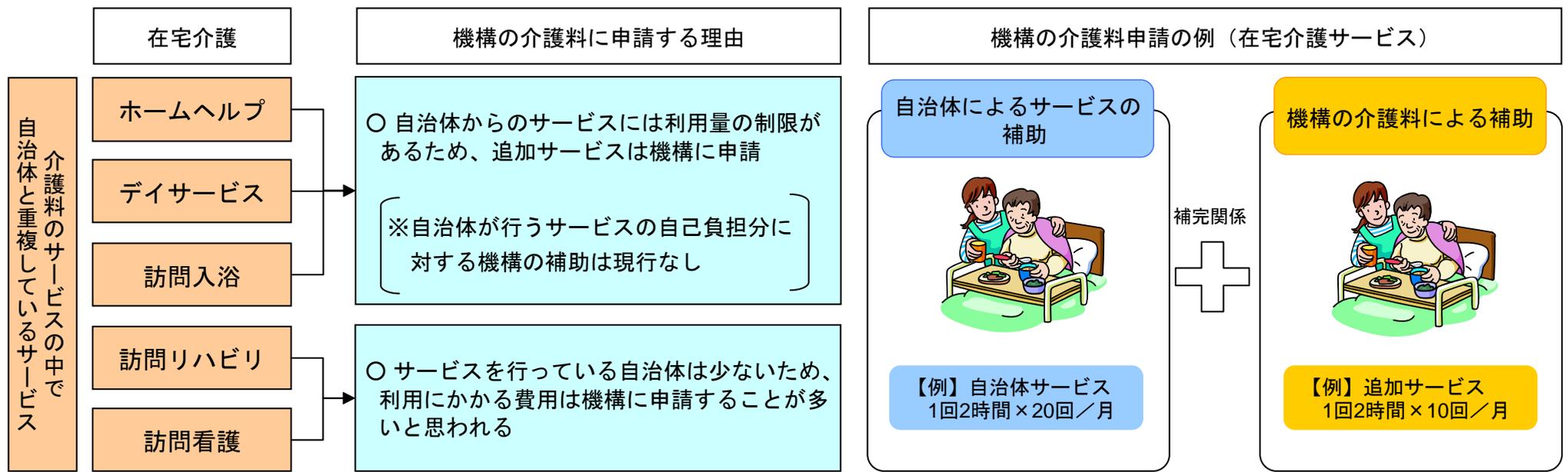
- 身体障害者を対象とした交通に関する施策は、公共の交通機関における割引制度があるほか、福祉タクシー利用券の交付や自動車燃料費を助成する自治体もある。
- バス、電車、地下鉄などの乗車券の「交付」は、4割程度の自治体で実施されているが、自治体の運営する交通機関を対象としているケースが多く身体障害者手帳があれば無料あるいは割引により利用できる。

交通に関する割引・助成



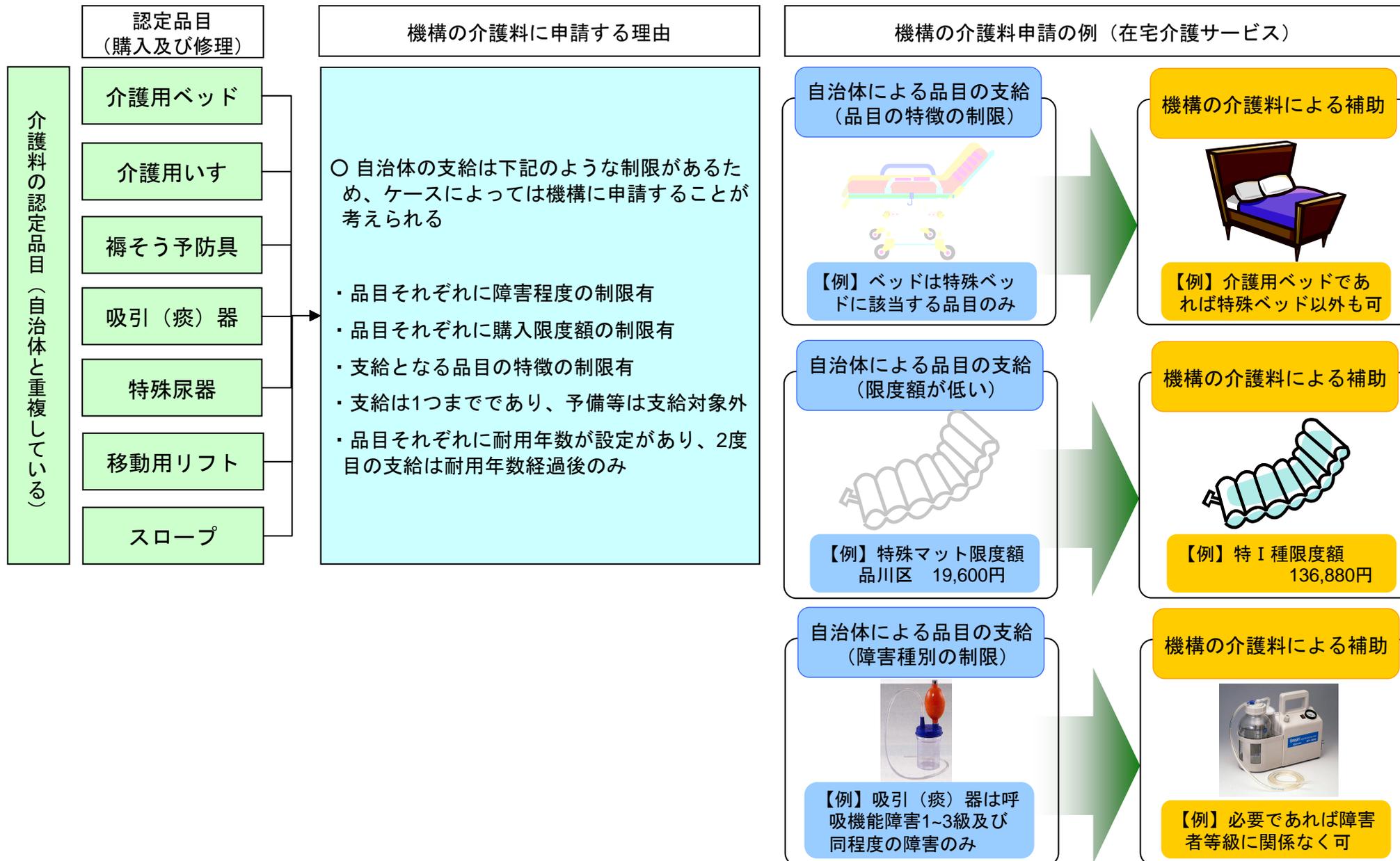
6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(7) 自治体制度と機構介護料との棲み分け(運用面)の整理①



6. 公的制度に関する分析調査(概略)

(7) 自治体制度と機構介護料との棲み分け(運用面)の整理②



ご参考：機構介護料の利用状況（6月～11月の実績分）

■ 下記資料は、機構の6月～11月までの介護料の利用実態である。

■ 訪問介護等在宅介護サービス

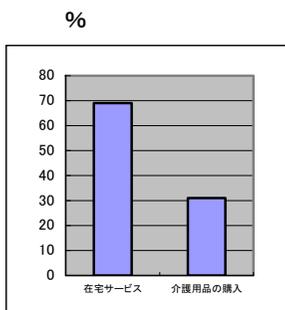
	ホームヘルプ		訪問入浴		訪問看護		訪問リハビリ		デイサービス				計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
特1種	295	42,870,277	40	1,421,677	103	4,706,220	42	1,936,320	14	719,080			494	51,653,574
1種	266	28,651,114	19	1,159,810	93	3,470,211	18	291,940	26	329,730			422	33,902,805
2種	55	4,194,917	3	1,750	4	155,420	6	77,590	9	557,409			77	4,987,086
計	616	75,716,308	62	2,583,237	200	8,331,851	66	2,305,850	49	1,606,219			993	90,543,465
	62.0%	平均単価123,000	6.2%	平均単価42,000	20.1%	平均単価42,000	6.6%	平均単価35,000	4.9%	平均単価33,000			993=100%	

■ 介護用品の購入及び修理費

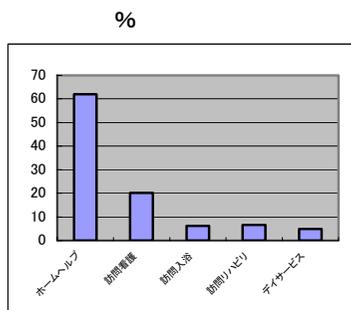
	介護用ベッド		介護用いす		褥そう予防具		吸引(痰)器		特殊尿器		移動用リフト		スロープ		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
特1種	38	4,036,345	36	2,810,512	35	1,849,913	7	491,700	1	14,000	12	796,732	2	194,460	131	10,193,662
1種	53	5,630,462	138	13,906,031	33	1,837,329	2	16,810	3	88,875	14	1,943,432	9	648,754	252	24,071,693
2種	10	1,171,604	35	2,060,207	9	355,115	0	0	2	18,676	2	74,840	1	45,000	59	3,725,442
計	101	10,838,411	209	18,776,750	77	4,042,357	9	508,510	6	121,551	28	2,815,004	12	888,214	442	37,990,797
	22.9%	平均単価107,000	47.3%	平均単価90,000	17.4%	平均単価53,000	2.0%	平均単価57,000	1.4%	平均単価20,000	6.3%	平均単価101,000	2.7%	平均単価74,000	442=100%	

■ 短期入院費用

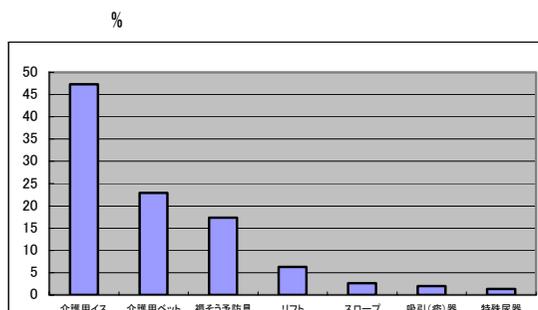
	患者移送費		室料差額負担金		食事負担金										計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
特1種	44	847,607	39	1,766,555	80	630,787									163	3,244,949
1種	24	178,605	43	2,093,430	143	901,316									210	3,173,351
2種	2	9,700	4	384,900	23	127,269									29	521,869
計	70	1,035,912	86	4,244,885	246	1,659,372									402	6,940,169
	17.4%	平均単価15,000	21.4%	平均単価49,000	61.2%	平均単価7,000									402=100%	



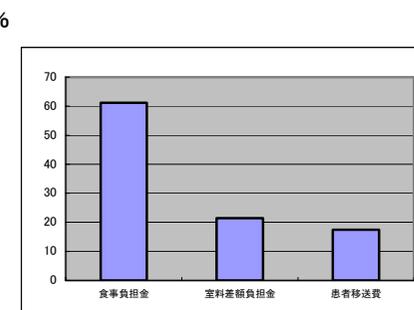
介護料の請求内訳



在宅サービスの内訳



介護用品の購入



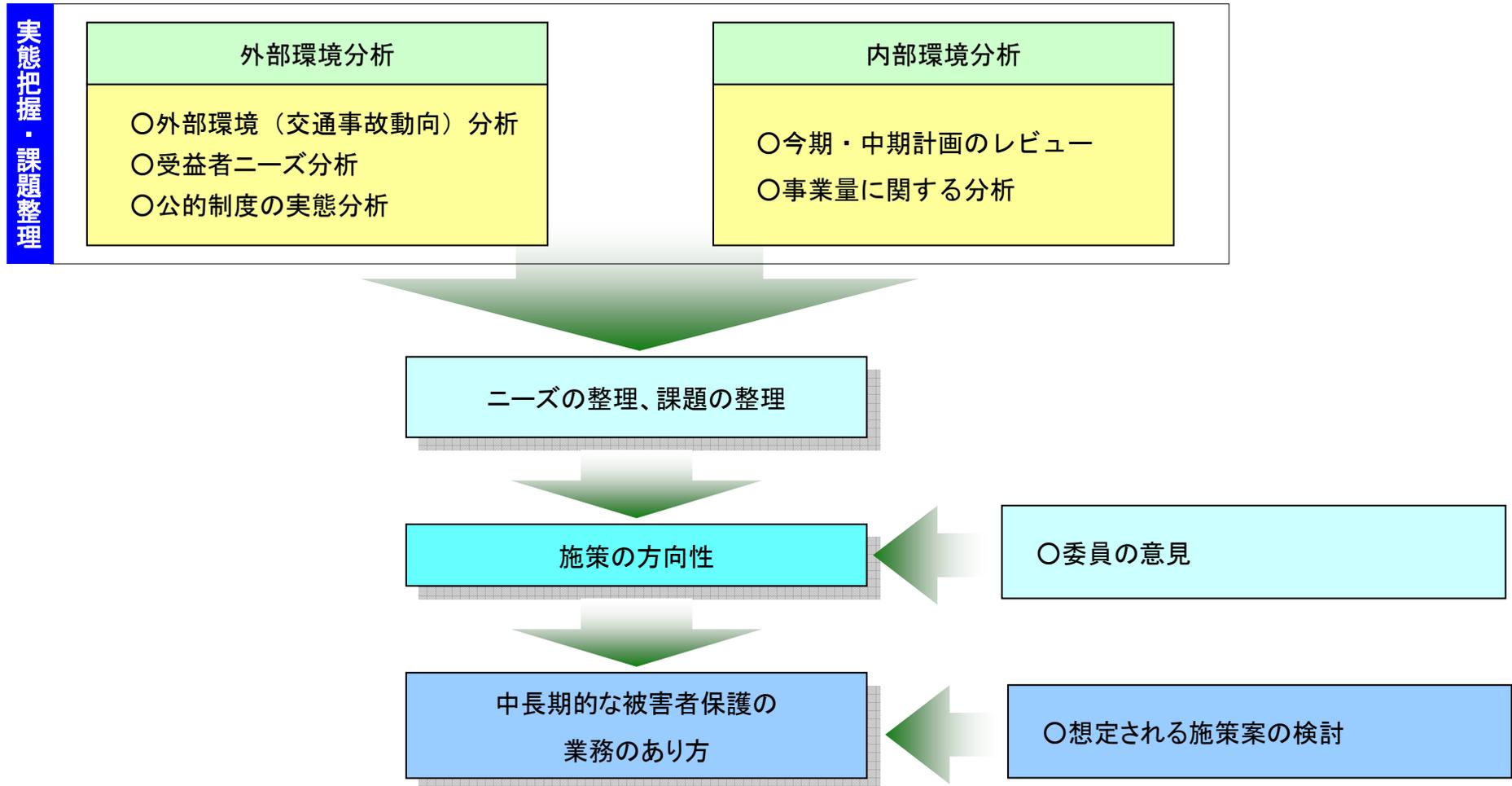
短期入院費用内訳



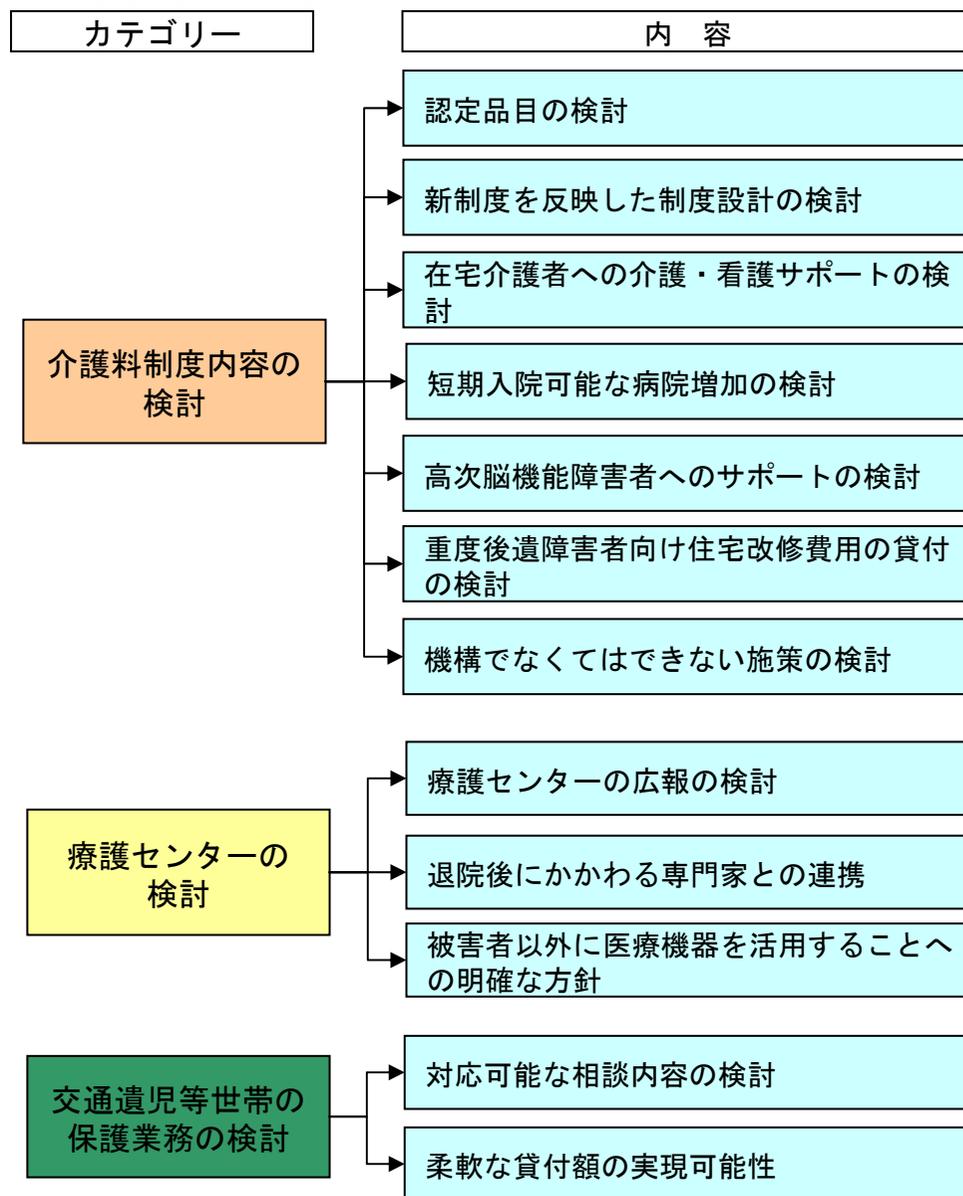
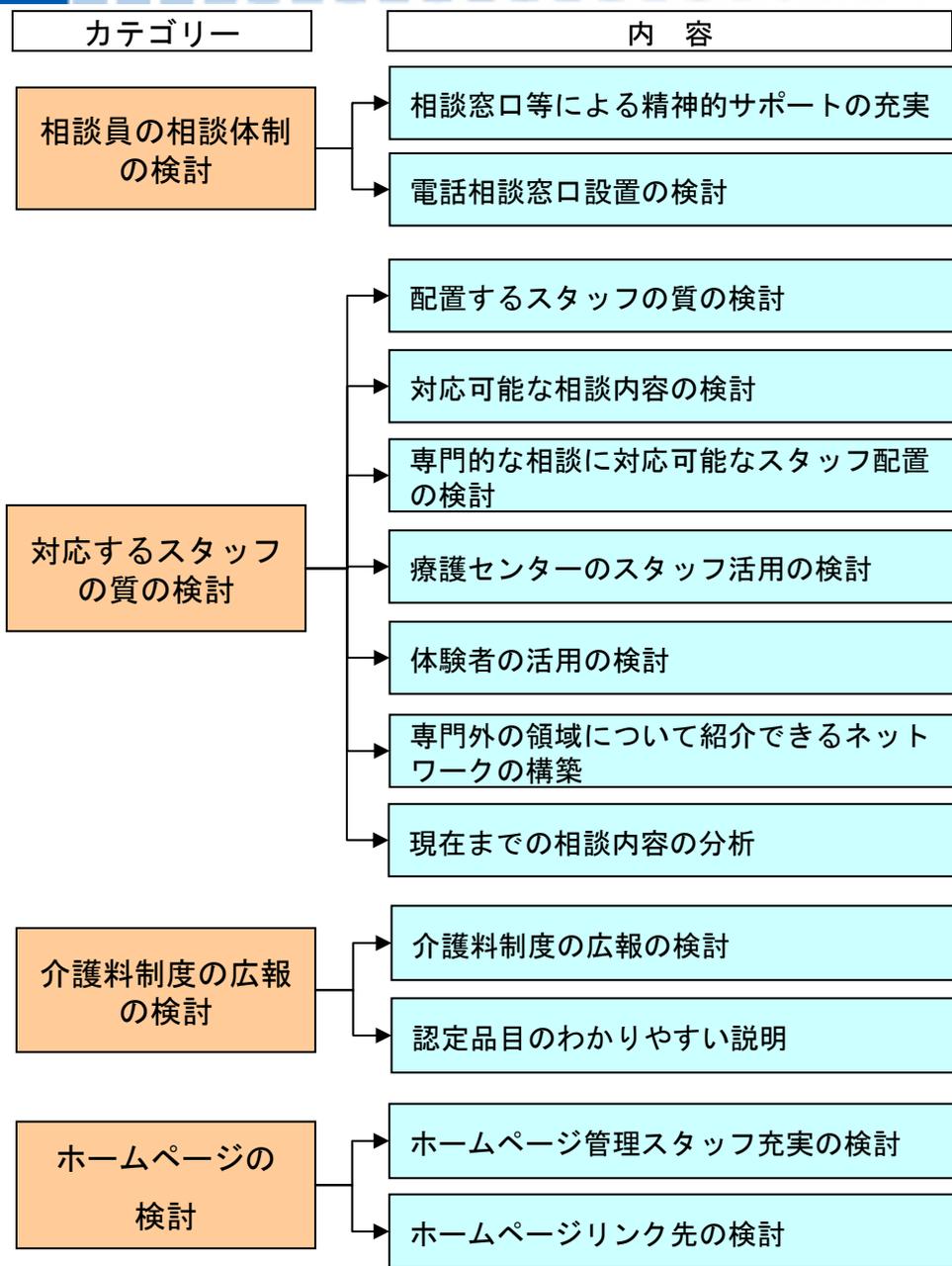
Ⅲ 被害者保護の業務のあり方 検討編

■ 検討のフレームワーク

■ 被害者保護の業務のあり方の検討は、下記のフレームワークにより検討する。



■ 委員意見の整理



Ⅲ-1 重度後遺障害者の保護業務のあり方 検討編

1. 重度後遺障害者の保護業務における施策の方向性のまとめ

重度後遺障害者の援護業務 (1) 情報的サポート

調査結果とニーズの整理	
全種別共通	・介護料制度を知らない申請が遅くなるため、事故からすぐ情報を得たいというニーズがある
脳損特I種	・障害や回復に関する情報、病院情報が必要とされており、情報提供のニーズがある ・病院情報や介護・看護に関する情報提供について、相談員からの情報提供ニーズがある
脳損I種	・障害や回復に関する情報が必要とされており、情報提供のニーズがある ・利用可能なホームヘルパーや訪問看護師が少ないため、情報提供のニーズがある ・看護・介護等、自分の代理者がいないことへの不満が強いため、在宅サービスに関する情報提供が望まれている
脳損II種	・利用可能なホームヘルパーや訪問看護師が少ないため、情報提供のニーズがある ・介護だよりには、活用できる内容の記事が少ないため、改善希望のニーズがある
脊損特I種	・短期入院等、利用できる病院が少ないため、病院の情報提供ニーズがある ・看護・介護等、自分の代理者がいないことへの不満が強いため、在宅サービスに関する情報提供が望まれている
脊損I種	・旅行等の娯楽を楽しむ機会もあり、利用できる交通機関や宿泊施設、トイレ等の情報が必要とされているため、娯楽情報提供のニーズがある ・機構の相談員に対するニーズとしては、介護機器の種類や使い方に関する情報提供ニーズがある ・医療・介護サービス等への不満が強いため、介護者のニーズにあう介護スタッフの情報提供ニーズがある
脊損II種	・旅行等の娯楽を楽しむ機会もあり、利用できる交通機関や宿泊施設、トイレ等の情報が必要とされているため、娯楽情報提供のニーズがある ・機構の相談員に対するニーズとしては、介護機器の種類や使い方に関する情報提供ニーズがある ・介護だよりには、活用できる内容の記事が少ないため、改善希望のニーズがある

課題の整理
機構や療護センター等からの情報提供
在宅移行時に介護料制度情報が介護者に伝わるよう広報のあり方の工夫
脳損傷を中心とした障害情報や回復情報の提供
利用可能な訪問看護や訪問介護に関する情報提供
重度の後遺障害者が入院できる病院や施設に関する情報提供
介護者に代わり家事や介護をするスタッフに関する情報提供
家族で楽しめる旅行等娯楽に関する情報提供
介護に利用できる各種機器の情報提供
介護だより・機構相談員・ホームページの充実
障害種別に応じた介護・看護に活用できる情報の提供
病院・施設、介護・看護に関する相談及び介護者の精神的な悩みに対する対応
機構のホームページから、各種情報が入手できるようホームページを充実

施策の方向性
○広報のあり方の検討(施策ID:1-1-1) ・介護料制度の広報のあり方を検討し、社会的認知度の向上を推進することが望まれる
○情報提供の充実(施策ID:1-1-2) ・ニーズが高い情報提供を着実に行うことが望まれる ・機構スタッフの人材育成の強化が期待される ・情報提供ツールの整備を図る ・問合せ内容に応じて必要な情報を提供できる体制が望まれる
●シンポジウム等の開催 ・地域特性を反映したきめ細かな情報提供、制度の活用方法、介護テクニックのレクチャー等を内容とする小規模の研修会の実施が望まれる
●介護だよりの充実 ・介護だよりは、障害種別に応じた情報提供を行うことが望まれる
●ホームページの充実 ・ニーズに即した①公的支援制度に関する情報、②回復・障害についての情報、③脳損傷、脊髄損傷患者が利用できる地域の病院や施設の情報、④旅行、家族の娯楽情報、⑤介護料受給の申請に関する情報提供が望まれる ・介護者、患者(脊損)同士がコミュニケーションできるサイトの構築が望まれる

1. 重度後遺障害者の保護業務における施策の方向性のまとめ

重度後遺障害者の援護業務 (2) 精神的サポート

調査結果とニーズの整理	
全種別共通	・交通事故による重度後遺障害者やその介護者特有の悩みを理解してくれる人は少ないため、患者及び介護者は精神的サポートを求めており、精神的サポートニーズは障害種別を問わず高い
脳損特I種	・介護者は、将来への介護不安や精神的疲労感を強く感じているため、介護者に対する精神的サポートニーズがある
脳損I種	・介護者は精神的疲労感が強く、相談する相手も少ない。また患者に接することによりイライラや憂鬱感を感じやすいこともあり、介護者に対する精神的サポートニーズはきわめて高く、機構の相談員が患者や介護者の精神的な悩みに対応することも望まれている。 ・患者には意識があり、交通事故による意識障害を受け入れられないことも多いため、介護者だけではなく、患者に対する精神的サポートニーズもある
脳損II種	・介護者は精神的疲労感が強く、相談する相手も少ない。また患者に接することによりイライラや憂鬱感を感じやすいこともあり、介護者に対する精神的サポートニーズはきわめて高く、機構の相談員が患者や介護者の精神的な悩みに対応することも望まれている。 ・患者には意識があり、交通事故による意識障害を受け入れられないことも多いため、介護者だけではなく、患者に対する精神的サポートニーズもある
脊損特I種	・介護者は、精神的疲労感が強く、患者に接することによりイライラや憂鬱感を感じやすいため、介護者に対する精神的サポートニーズは高い ・呼吸器をつけている患者が多いこともあり、自宅から介護者が離れることが難しいため、機構の相談員による自宅訪問のニーズが高い
脊損I種	・患者が交通事故による障害を受け入れられないケースへの対処や、車椅子であっても様々な活動をさせたいという介護者の希望から、患者に対する励ましなど、精神的サポートニーズがある
脊損II種	・患者が交通事故による障害を受け入れられないケースへの対処や、車椅子であっても様々な活動をさせたいという介護者の希望から、患者に対する励ましなど、精神的サポートニーズがある

課題の整理
機構相談員の充実
交通事故による重度後遺障害者やその介護者の心理に詳しい専門家の活用
交通事故による重度後遺障害者の介護・看護に詳しい専門家の活用
精神的サポート体系の再構築
専門家による相談窓口の開設
ニーズに合った相談窓口・開設時間の設定やメールによる対応
家庭訪問により相談を受ける体制の整備
介護者・患者ネットワーク形成支援
患者や介護者への精神的サポートとして、介護だよりの紙面の充実
精神的サポートニーズに対応するためホームページの充実

施策の方向性

○相談体制の強化(施策ID:1-2-1)

- ・全国ベースでの介護相談窓口、申請相談窓口、制度案内窓口を設置し、全国一律のサービスを展開することが望まれる
- ・全国ベースの窓口で受けた相談内容等は、主管支所、支所においても情報の共有化を図ることにより、きめ細かいサポートが期待される

1. 重度後遺障害者の保護業務における施策の方向性のまとめ

重度後遺障害者の援護業務 (3) 経済的サポート

調査結果とニーズの整理

課題の整理

施策の方向性

全種別 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・認定品目や短期入院助成に関する満足度低いため、認定品目の改善ニーズがある ・介護料の受給資格者となったときには、認定される品目は購入・設置済であることが多いため、購入・設置時期を柔軟にするニーズがある
脳損 特Ⅰ種	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護・訪問リハビリに要する自己負担額が高いため、限度額の増加が望まれている ・訪問介護に要する自己負担額が極端に高い家庭が存在するため、訪問介護等認定される介護サービス費用の限度額の増加が望まれている
脳損 Ⅰ種	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療に要する自己負担額が高いため、限度額の増加が望まれている ・訪問介護に要する自己負担額が極端に高い家庭が存在するため、訪問介護等認定される介護サービス費用の限度額の増加が望まれている
脳損 Ⅱ種	<ul style="list-style-type: none"> ・常に見守りが必要であるにもかかわらず、介護料の支給額が低いため、支給額の増加が望まれている ・認定される品目について、利用する品目が少ないため認定品目への不満があり、改善希望のニーズがある
脊損 特Ⅰ種	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスに要する自己負担額が高いため、限度額の増加が望まれている ・訪問介護に要する自己負担額が極端に高い家庭が存在する訪問介護等認定される介護サービス費用の限度額の増加が望まれている
脊損 Ⅰ種	<ul style="list-style-type: none"> ・認定される品目について、利用する品目が少ないため認定品目への不満があり、改善希望のニーズがある ・介護料の支給額が低いため、支給額の増加が望まれている
脊損 Ⅱ種	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護に要する自己負担額が極端に高い家庭が存在する訪問介護等認定される介護サービス費用の限度額の増加が望まれている ・介護料の支給額が低いため、支給額の増加が望まれている

認定品目や短期入院等の経済的サポートの充実

認定品目等の見直しの検討

短期入院助成の見直しの検討

○介護料の認定品目の見直し
(施策ID:1-3-1)

- ・全国一律の設定は継続することが望まれる
- ・都道府県、市町村における支援実態を踏まえ、ニーズに即した品目を認定することが望まれる

○短期入院助成費の見直し(施策ID:1-3-2)

- ・短期入院助成費について、支給要件の見直しが望まれる

1. 重度後遺障害者の保護業務における施策の方向性のまとめ

重度後遺障害者の援護業務

(4) 医療・看護・介護サポート

調査結果とニーズの整理

全種別共通	・利用できる在宅介護サービスや通所サービスが少ないため、改善ニーズがある
脳損特I種	・介護を他人にまかせることへの抵抗感が比較的強く、家族介護のような手厚い介護を希望しているため、質の高い看護や介護のニーズがある ・患者の状態回復に向け、家族は積極的に努力する傾向にあるため、質の高い医療のニーズがある ・症状が重く短期入院できる病院が近くにないことが多いため、自宅から近い地域の協力病院や療護センターが望まれている
脳損I種	・訪問介護や訪問入浴サービスは、公的に利用できる回数が少なく、サービス内容にも制限があることなどから、訪問介護や入浴サービスの改善ニーズがある
脳損II種	・患者に接することによりイライラや憂鬱感を感じやすく、介護者のストレスは強いが、利用できるショートステイ先が少ないため、ショートステイ先が増えることが望まれている
脊損特I種	・症状が重く短期入院できる病院が近くにないことが多いため、自宅から近い地域の協力病院が望まれている
脊損I種	・訪問診療や訪問リハビリは、公的に利用できる回数が少なく、サービス内容にも制限があることなどから、訪問診療・訪問リハビリの改善ニーズがある
脊損II種	・サービス内容が画一的であるため、デイサービスに対する不満が強く、改善ニーズがある

課題の整理

療護センターの機能充実等

療護センターの機能充実

短期入院制度の充実

協力病院の増加及び医療的支援の充実

在宅看護・介護等サービスの支援

訪問医療の支援（診療・看護・リハビリ）

訪問介護の支援

通所施設の支援（デイケア等）

施策の方向性

○療護センターの機能充実(施策ID:1-4-1)
・療護センターの機能充実に関してさらに検討を進める

○協力病院の増加(施策ID:1-4-2)
・重度後遺障害者を受け入れる協力病院が増加するような働きかけが望まれる
(現在国交省マター)

1. 重度後遺障害者の保護業務における施策の方向性のまとめ

重度後遺障害者の援護業務

(5) まとめ

	ニーズ
脳損特Ⅰ種	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や回復の情報が望まれている ○親亡き後等、将来への不安が強いため、サポートを必要としている
脳損Ⅰ種	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や回復に関する情報が希望されている ○親亡き後等、将来への不安が強いため、サポートを必要としている ○患者に対する精神的なサポートが望まれている ○患者に接することでストレスを感じやすいため、機構の相談員への相談ニーズが強い
脳損Ⅱ種	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や回復に関する情報が希望されている ○患者に対する精神的なサポートが望まれている ○患者に接することでストレスを感じやすいため、機構の相談員への相談ニーズが強い
脊損特Ⅰ種	<ul style="list-style-type: none"> ○介護・看護の負担が大きく、短期入院可能な病院・施設を希望している ○介護料の認定品目や短期入院助成費を利用しやすいよう、改善を希望している ○親亡き後等、将来への不安が強いため、サポートを必要としている
脊損Ⅰ種	<ul style="list-style-type: none"> ○介護機器の種類や使い方の情報が得られることを希望している ○旅行等の娯楽情報を希望している
脊損Ⅱ種	<ul style="list-style-type: none"> ○介護料の認定品目や短期入院助成費を利用しやすいよう、改善を希望している ○介護機器の種類や使い方の情報が得られることを希望している ○旅行等の娯楽情報を希望している

どのような状態にすべきか
<ul style="list-style-type: none"> ○障害や回復の情報が容易に得られるようになる ○将来への不安を可能な限り解消する
<ul style="list-style-type: none"> ○障害や回復の情報が容易に得られるようになる ○脳損傷患者の介護者特有の悩みを気軽に相談可能となる
<ul style="list-style-type: none"> ○脳損傷患者の介護者特有の悩みを気軽に相談可能となる
<ul style="list-style-type: none"> ○必要なときに短期入院ができる ○介護に必要とされているものやサービスに対する経済的サポートが得られる
<ul style="list-style-type: none"> ○介護機器の種類や使い方、娯楽情報等の情報が容易に得られる
<ul style="list-style-type: none"> ○介護に必要とされているものやサービスに対する経済的サポートが得られる ○介護機器の種類や使い方、娯楽情報等の情報が容易に得られる

NASVAは何をすべきか
<ul style="list-style-type: none"> ○障害や回復の情報を得やすくする ○将来への不安を解消できるよう、情報提供する
<ul style="list-style-type: none"> ○障害や回復の情報を提供する ○相談サービスを強化し、脳損傷患者の介護者特有の悩みに対応できるようにする
<ul style="list-style-type: none"> ○相談サービスを強化し、脳損傷患者の介護者特有の悩みに対応できるようにする
<ul style="list-style-type: none"> ○協力病院を増やし、協力病院に関する情報提供をする ○介護料や短期入院助成費をニーズを踏まえて改善する
<ul style="list-style-type: none"> ○介護機器の種類や使い方、娯楽情報等を提供する
<ul style="list-style-type: none"> ○介護料や短期入院助成費をニーズを踏まえて改善する ○介護機器の種類や使い方、娯楽情報等を提供する

2. 施策の評価

(1) 施策適正評価とプライオリティの設定

- 中長期的な業務のあり方に向けた施策の評価として、下記の評価を実施する。
 - ▶ 施策実施の妥当性等を評価するための「事前評価」
 - ▶ 優先順位付けを決定するための「プライオリティ評価」

評価類型	施策の事前評価	施策のプライオリティ評価
評価目的	・事業の有効性、必要性、効率性、妥当性、緊急性等を評価し、事業実施の意義と効果等を検討し、施策の妥当性について検討することを目的とする。	・施策の事前評価を受けて、施策の実施スケジュール検討に向けた優先順位評価を行うことを目的とする。
評価基準	・有効性、必要性、効率性、公平性、妥当性、緊急性、行政関与の必要性の7つの評価基準を採用し、施策に関する評価を行う。	・施策の事前評価を受けて、施策の実施スケジュール検討に向けた優先順位評価を行うことを目的とする。
評価方法	・評価にあたっては、被害者援護事業の特性を踏まえ、適切な評価基準を設定し、施策内容の評価を行う。	・評価にあたっては、事業の優先順位(プライオリティ)を検討するために、適切な評価基準を設定し、評価を行う。
アウトプット	・事業が適当かどうか、多面的に検討した評価結果	・施策の優先順位 ・優先順位を反映したスケジュール

2. 施策の評価 (2) 事前評価、優先順位に関する評価基準

評価軸	評価に関する内容
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・新施策の有効性について評価する ・事業に効果性があり、受益者に対するサポートが適切に実施されるかどうか、評価する
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・新施策の必要性について評価する ・新施策には受益者ニーズ、社会的ニーズ、他機関の棲み分け状況等について評価する
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・新施策を実施するにあたり、効率性が確保されるか否か、評価する ・費用対効果、効率的業務運営について評価する
公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・新施策の事業効果が特定受益者に偏っていないか否か、評価する
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・新施策の位置づけ、実現可能性、予算規模等事業を実施するにあたっての妥当性を評価する。 ・他機関における類似施策の実施状況
緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・新施策の実施にあたっての緊急性を評価する。社会環境の変化、法令改正等を踏まえて検討する
行政関与必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・行政関与の必要として、NASVAが先導的な役割を果たす必要があるかどうか評価する ・他機関の実施状況を踏まえて評価

新施策の評価基準	
評価軸	評価基準
有効性 (事業で達成する目標)	1 満足度の向上に直接的に作用するか
	2 患者へのサポートの効果度
	3 介護者へのサポートの効果度
	<input type="checkbox"/> 有効性の評価
必要性	1 受益者のニーズがあるか否か
	2 社会的ニーズ(社会経済情勢、社会環境の変化他)があるか否か
	3 事業の棲み分けの明確さがあるか否か
	<input type="checkbox"/> 必要性の評価
効率性	1 費用対効果があるか否か
	2 コスト縮減について具体的に配慮した計画になっているか否か
	3 効率的な業務運営ができるよう配慮されているか否か
	<input type="checkbox"/> 効果性の評価
公平性	1 特定の受益者に便益が提供されるなど不公平性はないか
	<input type="checkbox"/> 公平性の評価
妥当性	1 自賠償保険の補完としての妥当性があるか否か
	2 事業の実現可能性があるか否か
	3 他機関(市町村等)との棲み分けに配慮されている
	4 事業実施に必要な予算規模
	5 機構内部の人材、ノウハウがあるか否か
	<input type="checkbox"/> 妥当性の評価
緊急性	1 社会環境の変化があるか否か
	2 法制改正等の社会制度の変化があるか否か
	<input type="checkbox"/> 緊急性の評価
行政関与の必要性	1 先導的な役割を果たす必要があるか否か
	2 民間企業で実施できない施策であるか否か
	<input type="checkbox"/> 行政関与の必要性の評価
総合評価	

2. 施策の評価

(3) 介護料支給業務・療護センター業務の施策に関するプライオリティ評価

サポート類型	ニーズ調査からの要望施策	有効性	必要性	効率性	公平性	妥当性	緊急性	行政関与 必要性	優先度 評価
情動的サポート	1-1-1 広報のあり方の検討	△	○	△	○	◎	◎	-	○
	1-1-2 情報提供の充実	◎	◎	○	○	△	◎	-	◎
精神的サポート	1-2-1 相談体制の強化	○	○	△	○	△	○	-	△
経済的サポート	1-3-1 認定品目の見直し	◎	◎	△	◎	○	◎	◎	◎
	1-3-2 短期入院助成費の見直し	◎	○	△	○	○	○	◎	○
医療・看護・介護 サポート	1-4-1 療護センターの機能充実	◎	○	△	△	○	○	◎	○
	1-4-2 協力病院の増加	◎	◎	△	○	○	○	◎	◎

- ◎ → 評価レベル1 評価点が高い
- → 評価レベル2 評価点が中位
- △ → 評価レベル3 評価点が低位
- × → 評価レベル4 評価点が特に低位
- → 評価不能

※評価に当たっては、様々な観点から検討を実施

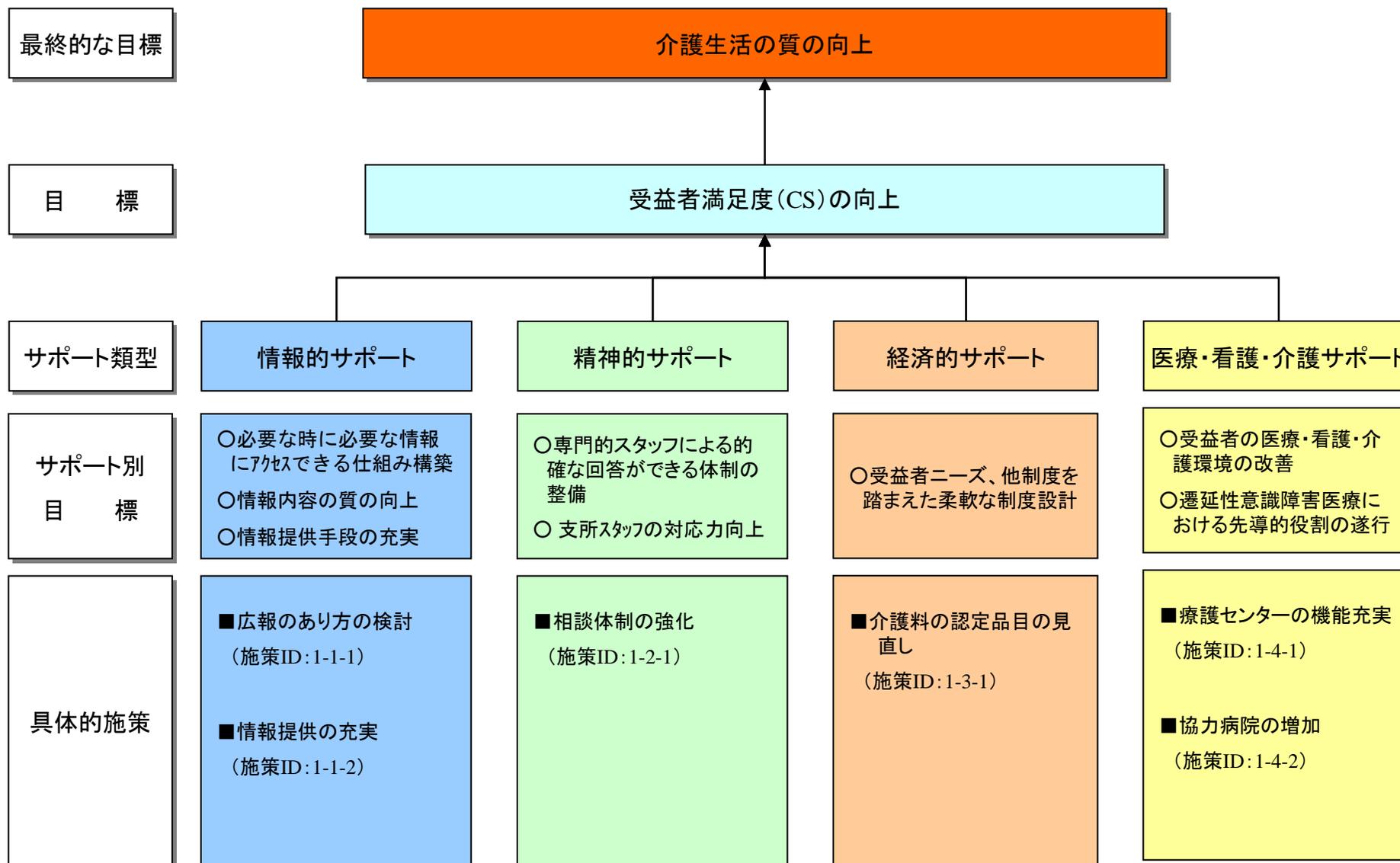
2. 施策の評価

(4) 重度後遺障害者支援業務の施策に関するスケジュール案

サポート類型	施策名 (施策ID)	短期		中期				長期				
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
情報のサポート	広報のあり方の検討 (1-1-1)		短・中期的課題									
	情報提供の充実 (1-1-2)		短・中期的課題									
精神的サポート	相談体制の強化 (1-2-1)		中・長期的課題									
経済的サポート	介護料の認定品目の見直し (1-3-1)		短・中期的課題									
	短期入院助成費の見直し (1-3-2)		短・中期的課題									
介護・看護・医療サポート	療養センターの機能充実 (1-4-1)		中・長期的課題									
	協力病院の増加 (1-4-2)		中・長期的課題									

3. 重度後遺障害者の保護業務に関する施策の概要

(1) 施策の目標



3. 重度後遺障害者の保護業務に関する施策の概要

(2) 情動的サポート

広報のあり方の検討 (施策 I D : 1-1-1)

【概要】
 ・介護料制度の広報のあり方を検討し、社会的認知度の向上を推進する

■ 在宅移行時に介護料制度情報が介護者に伝わるような広報のあり方

■ **必要な人(介護料を受けられる人)に必要な情報(介護料制度)が提供されるような広報のあり方の検討**
 ■ 例えば在宅介護に移行する前段階である**急性期病院に対する広報活動の強化**等の検討

■ 機構のホームページから、各種情報が入手できるようホームページを充実

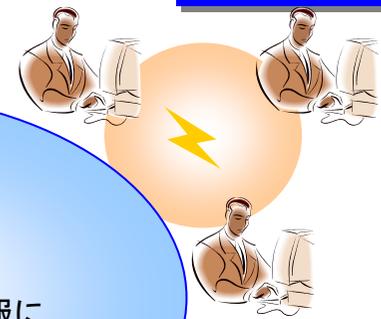


■ **機構のホームページから、各種情報が入手できるよう**、情報提供のあり方の検討
 ■ 例えば**介護料制度に関する情報や入院できる病院や施設に関する情報、障害種別に応じた介護・看護に活用**できる情報提供の検討

情報提供の充実 (施策 I D : 1-1-2)

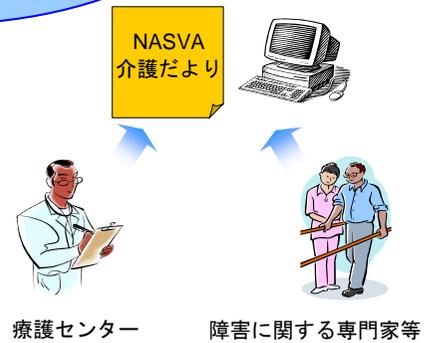
【概要】
 ・ニーズが高い情報提供を着実に行うために、スタッフの人材育成や情報提供ツールの整備、必要な情報を提供できる体制を構築する

■ スタッフの人材育成(マニュアル等を整備し、情報の共有化)



■ サービス水準を向上させるために、**機構スタッフが質問に回答できるような情報共有化**の検討
 ■ 例えば情報共有化に向けて**マニュアルの整備**やホームページ等の充実の検討

■ 病院・施設、介護・看護に関する情報提供及び相談



■ ニーズに応じた情報提供を行うために、**専門的な情報発信及び相談体制**のあり方の検討
 ■ 療護センターのスタッフや障害に関する専門家等からの**情報提供や相談への回答**について、**的確に対応可能な体制整備**の検討

情動的サポート 目標

- 必要な時に必要な情報にアクセスできる仕組み構築
- 情報内容の質の向上
- 情報提供手段の充実

3. 重度後遺障害者の保護業務に関する施策の概要

(3) 精神的サポート

相談体制の強化（施策 I D : 1-2-1）

【概要】

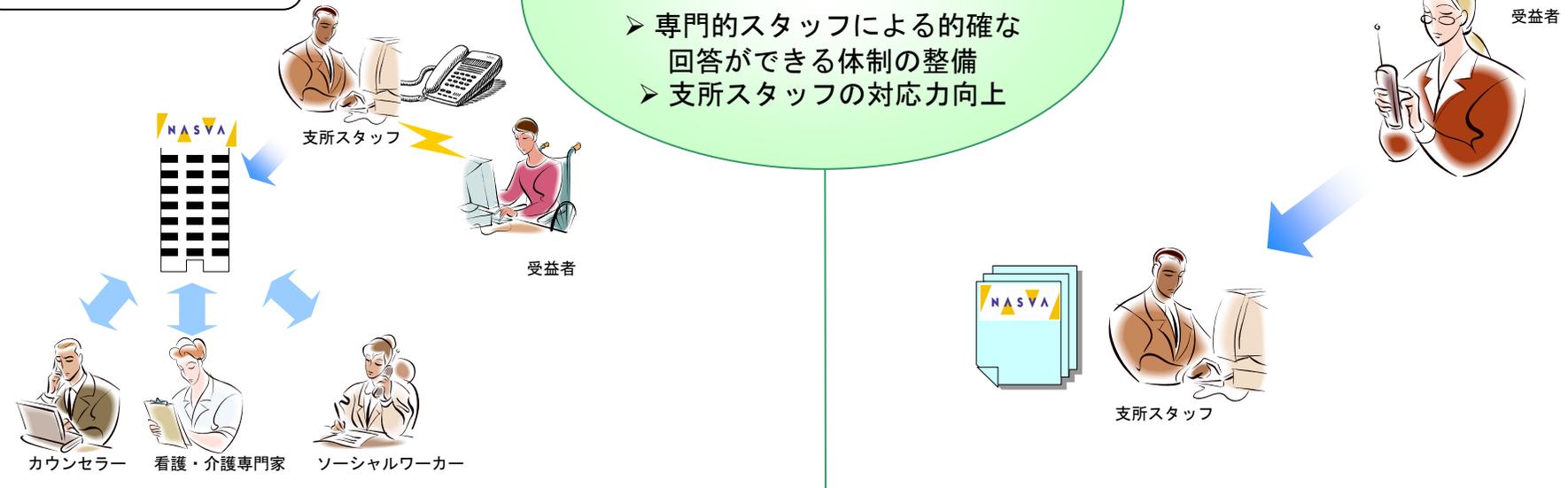
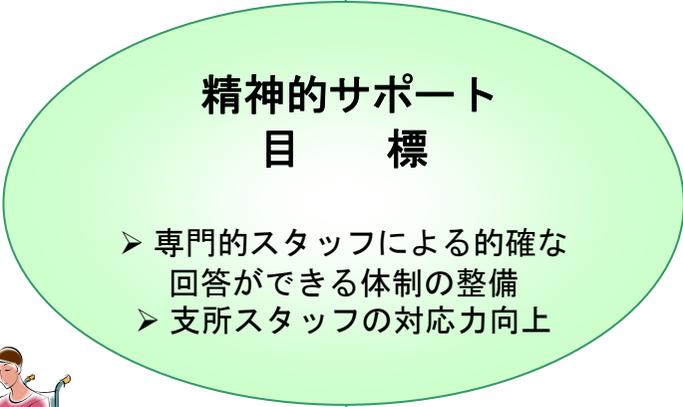
・全国ベースでの介護相談窓口等を設置し、全国一律のサービスを展開し、相談内容等は、主管支所、支所においても情報の共有化を図り、きめ細かいサポートを行う

■ 交通事故による重度後遺障害者の介護・看護・心理に詳しい専門家の活用

- 重度後遺障害者に関する専門的な質問に対応できるスタッフ配置の検討
- 例えば介護や看護の専門家やカウンセラー等配置の検討や関係機関を紹介する体制の検討

■ 支所スタッフのマナー接遇向上と情報の共有化

- 受益者に対するきめ細かい対応を行うために、支所スタッフのマナー接遇向上と情報の共有化の検討
- 例えば相談者への回答例や他機関の制度に関するマニュアル作成等の検討



3. 重度後遺障害者の保護業務に関する施策の概要

(4) 経済的サポート

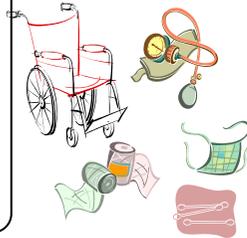
認定品目の見直し（施策ID：1-3-1）

【概要】

- ・ 全国一律の設定は継続する
- ・ 都道府県、市町村における支援実態を踏まえ、ニーズに即した品目が認定されるようにする

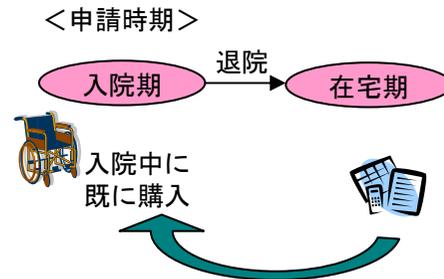
■ 受益者のニーズ、他の公的制度を踏まえた認定品目の検討

- 受益者満足度の向上に向け、**ニーズを踏まえた**認定品目の検討
- 他の公的制度との棲み分けを明確にするため、**他の公的制度を踏まえた**認定品目の検討



■ 認定品目の申請時期の検討

- 認定品目は在宅介護移行時に必要となる品目もあり、**介護料受給資格者となったときには購入済み**であり申請できないケースもある。
- 例えば認定品目は、介護料受給資格者となった初回のみ、遡って購入費用を認める等、**申請時期の検討**



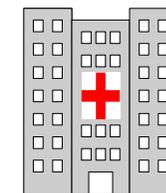
短期入院助成費の見直し（施策ID：1-3-2）

【概要】

- ・ 短期入院助成費について、支給要件の見直しを行う

■ 受益者のニーズを踏まえた短期入院助成費の見直し

- 短期入院助成費は、**ニーズを踏まえた**あり方の検討
- 例えば1回の入院日数は14日以内を、**1回の入院日数は30日以内とする**等、支給要件の検討



経済的サポート 目 標

- 受益者ニーズ、他制度を踏まえた柔軟な制度設計

3. 重度後遺障害者の保護業務に関する施策の概要

(5) 医療・看護・介護サポート

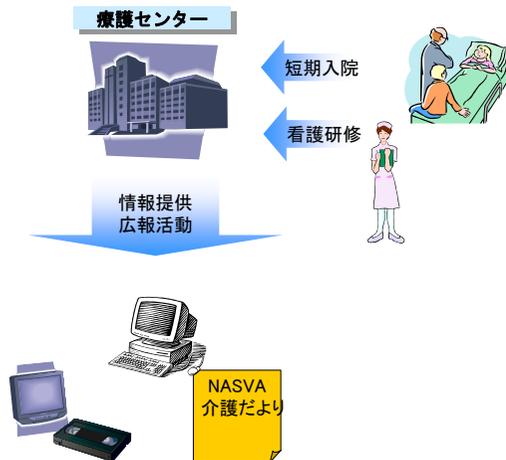
療護センターの機能充実（施策ID：1-4-1）

【概要】

・療護センターの機能が充実するよう、短期入院や研修等の受け入れや情報発信を行う

■ 療護センターの機能充実に向けた取り組みの検討

- 療護センターでは、短期入院の受け入れや看護師研修の受け入れ等、受益者満足度や社会的貢献度を高めることを検討
- 受益者への情報提供のために、療護センターからの専門的な情報発信のあり方の検討



協力病院の増加（施策ID：1-4-2）

【概要】

・重度後遺障害者を受け入れる協力病院が増加するような働きかけを行う（現在国交省マター）

■ 協力病院増加に向けた取り組みの検討

現在

- 協力病院等は一部の地域であるため、利用できない受益者が多い状況にある



今後

- 協力病院等を全国に展開し、受益者の医療的サポートの充実を検討



医療・看護・介護 サポート目標

- 受益者の医療・看護・介護環境の改善
- 遷延性意識障害医療における先導的役割の遂行

Ⅲ-2 交通遺児等世帯の保護業務のあり方 検討編

1. 交通遺児等世帯の保護業務における施策の方向性のまとめ

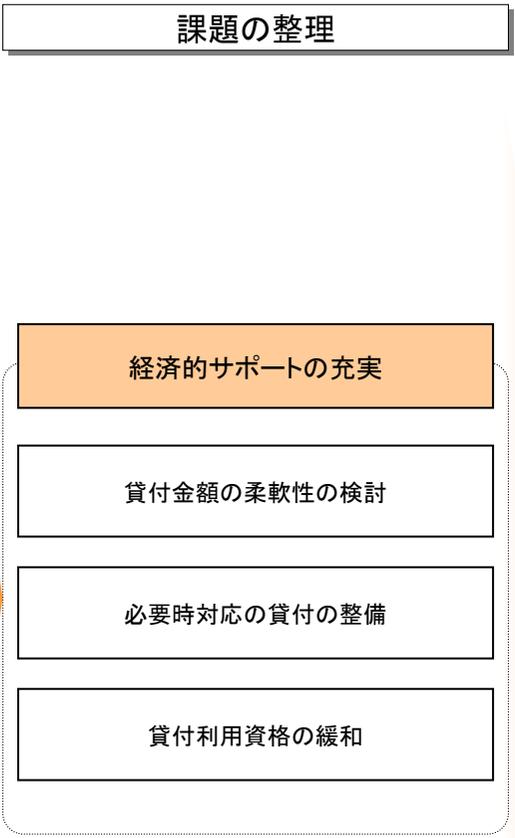
交通遺児等世帯の援護業務

(1) 経済的サポート

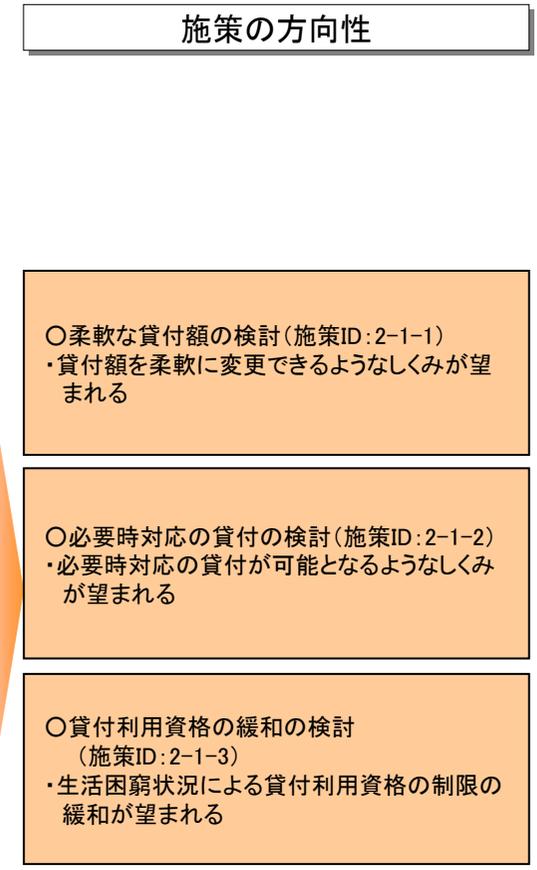
調査結果とニーズの整理

生活困窮の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の生活・経済緊迫感を低減するには、経済的サポートの充実が重要であるため、経済的サポートニーズは高い ・現在の貸付利用資格を満たさなくても、生活が苦しい場合は継続して貸付を利用したいニーズがある ・正社員で働いているケースであっても、預貯金がない場合は生活に困窮するため、貸付利用のニーズがある
貸付金額の自由な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額を自由に決められるよう、変更希望のニーズがある ・自由な金額の設定は、特に中学生の親のニーズが高い
突発的な出費への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は経済的な困窮度が高いため、緊急時の経済的援助や前借のニーズがある ・病気等、緊急の場合には、特に困窮してしまうため、原因に応じた臨時貸付ニーズは高い
将来のための貯え	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金は、万一のときのために貯金しておきたいというニーズがある ・所得が上昇するほど自由な貸付金額設定の希望者が増加しており、収入に余裕のある場合には、将来のためにスライドさせたいというニーズがある ・預貯金や収入が増加すると、生活や経済的な緊迫感は減少することから、できるだけ収入や預貯金の増加を希望している

課題の整理



施策の方向性



1. 交通遺児等世帯の保護業務における施策の方向性のまとめ



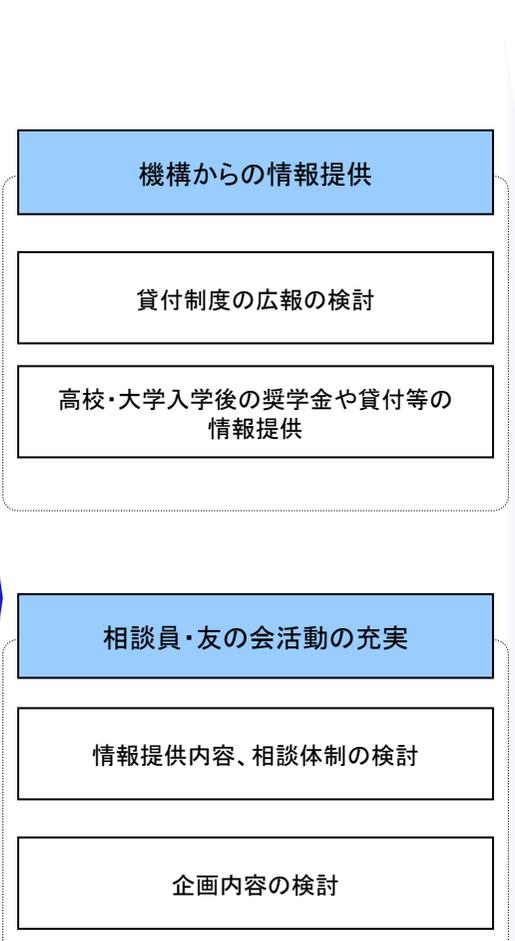
交通遺児等世帯の援護業務

(2) 情動的サポート

調査結果とニーズの整理

貸付制度の広報の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 貸付制度を知るまで事故から1年以上かかっている者が過半数にのぼっており、情報入手が困難であるため、事故からすぐに情報が得られることが希望されている 事故から早い時期に制度が認知されると、比較的すぐに申し込む傾向があるため、事故から早い時期の情報提供が有効である 貸付制度の認知方法は、機構からの電話やDMが主であるが、機構からの連絡が来る場合には、なぜ来たのかを明確にして欲しいというニーズがある
他の制度、裁判、子育て等の情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 高校、大学以降に利用できる貸付制度情報がわかりにくい、わかりやすい情報提供が希望されている 事故後の裁判等に対応するための情報や、制度に関する情報、一人親の子育て情報や相談できる場所等の情報提供ニーズがある
家庭相談員の改善	<ul style="list-style-type: none"> 専門性のある相談員が必要であり、相談員が対応できない問題であれば、相談できる機関の紹介ニーズがある
友の会だよりの改善	<ul style="list-style-type: none"> 友の会だよりにへの期待度は高いが、現在の内容は精神的満足や精神的癒しが薄いため、改善希望ニーズがある 友の会だよりに他制度情報等をわかりやすく掲載して欲しいというニーズがある
友の会の集いの改善	<ul style="list-style-type: none"> 働いている母親であれば仕事との日程調整もあるため、友の会の集いは日程が選べるよう希望されている 子どもだけの参加や、子どもの年齢により企画をわけると、ニーズにあうよう企画の工夫が希望されている 友の会の集いは、仲間とのコミュニケーションや精神的な癒しをより多く得られることが希望されている
コンテストの改善	<ul style="list-style-type: none"> コンテストについては、仲間とのコミュニケーションや、精神的な勇気づけが得られるような企画のニーズがある コンテストは参加者全員が喜びを得られるようにしたり、他の子どもと交流できるよう、企画の工夫が希望されている

課題の整理



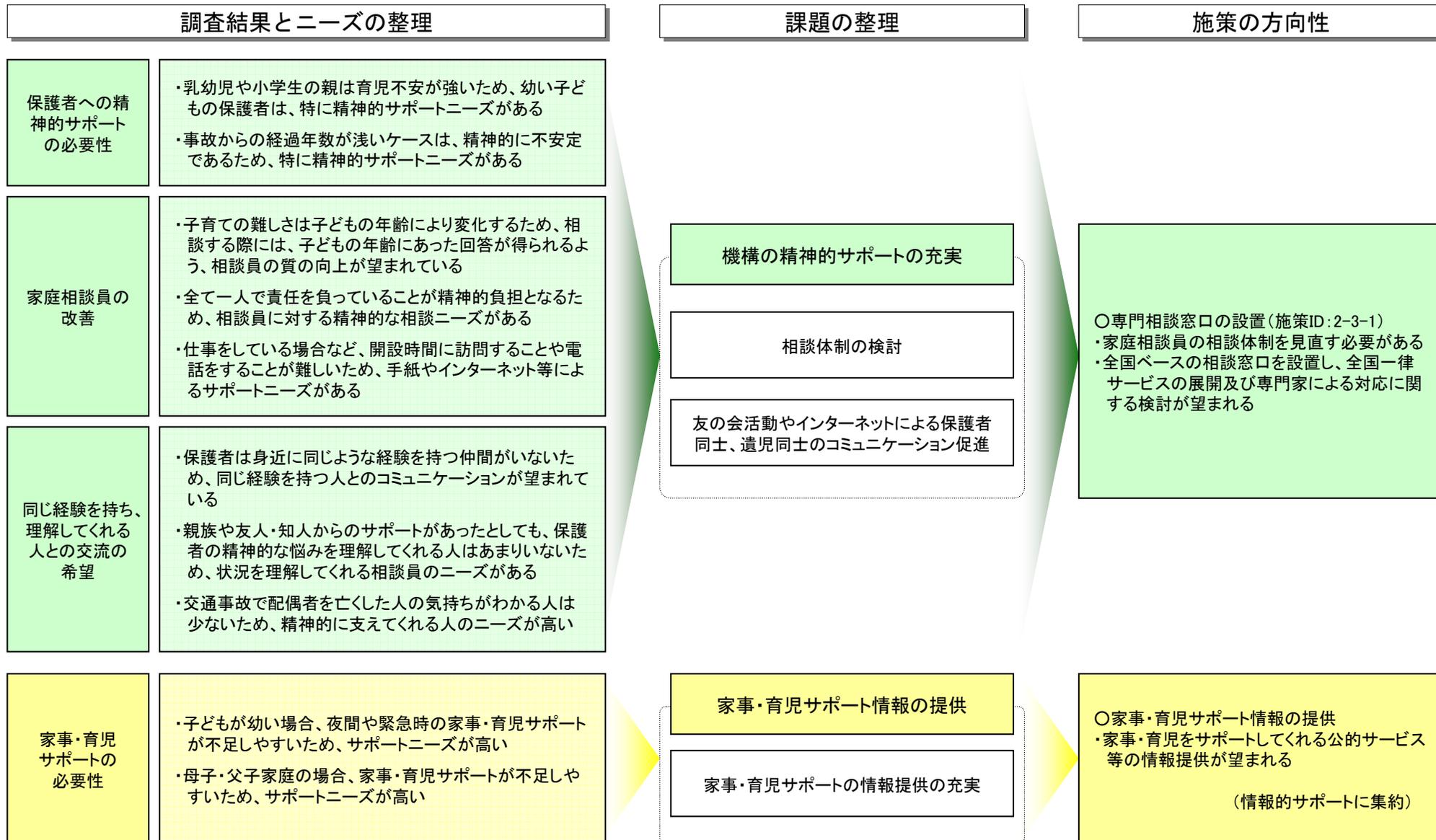
施策の方向性

- 広報のあり方の検討 (施策ID: 2-2-1)
 - ・ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・保健所などと連携し、貸付制度の認知度を高めることが望まれる
- ホームページの充実 (施策ID: 2-2-2)
 - ・ 同じ経験をした保護者同士のコミュニケーション、遺児同士のコミュニケーションが可能となるような工夫が望まれる
 - ・ 高校、大学生対象の制度情報について、分かりやすく提供されることが望まれる
- 友の会だよりの充実 (施策ID: 2-2-3)
 - ・ 友の会だよりの内容は、子どもでも楽しめる情報を盛り込む工夫が期待されている
- 友の会の集いの充実 (施策ID: 2-2-4)
 - ・ 友の会の集いについては、子ども同士、保護者同士が交流できる企画が望まれる
 - ・ OBや大学生のボランティア等を活用し、子どもだけで参加できる企画の検討が望まれる
- コンテストの充実 (施策ID: 2-2-5)
 - ・ コンテストは書道や絵画だけではなく、スポーツや他のテーマの検討や参加者の交流が図れる企画の工夫が望まれる

1. 交通遺児等世帯の保護業務における施策の方向性のまとめ

交通遺児等世帯の援護業務

(3) 精神的サポート、家事・育児サポート



1. 交通遺児等世帯の保護業務における施策の方向性のまとめ



交通遺児等世帯の援護業務 (4)まとめ①

経済的サポート

経済状況	ニーズ	どのような状態にすべきか	NASVAは何をすべきか
不足感あり	○経済的にかなり困窮している世帯であるため、自由な貸付金額の設定や必要時対応の貸付の希望がある	○理由によっては臨時貸付が受けられるようにする	○貯金が少なく、収入も少ない比較的経済状況の悪い世帯には、理由により必要時対応の貸付が可能となるように検討する
不足感なし	○経済的サポートについては、金額等特にニーズは見出されない	○経済的サポートについては、現状を維持する	○現状の経済的サポートの水準を維持しつつ、精神的サポート等について充実を図る

精神的サポート

経過年数	ニーズ	どのような状態にすべきか	NASVAは何をすべきか
事故から日が浅い	○事故の影響による精神的ショックと将来への不安などから、精神的サポートを最も必要としている	○事故からのショックからできるだけ早く立ち直る	○相談員による精神的サポートを手厚くする
事故から数年	○事故による精神的ショックがまだ残っていることもあり、継続的なサポートを必要としている	○同じ状況にある仲間と必要なときに交流できる	○友の会活動等を通して、同じ状況にある仲間との交流が図れるようにする
事故から5年以上	○事故によるショックは徐々に薄れてきているため、精神的には落ち着いているが、継続的なサポートが必要とされる	○必要なときに精神的なサポートが得られる体制にある ○サポートを必要としている同じ状況にある人に対して、情報発信できるようにする	○定期的に相談員から連絡を取るようになる ○インターネットや友の会だよりに情報発信できるようなコーナーを設定する

1. 交通遺児等世帯の保護業務における施策の方向性のまとめ

交通遺児等世帯の援護業務 (4)まとめ②

情報的サポート

経過年数	ニーズ
事故から日が浅い	○法律相談や就職情報、制度に関する情報等が最も必要とされているため、積極的な情報提供と相談可能な機関の紹介が希望されている
事故から数年	○制度に関する継続的な情報提供により、最新情報や基礎的な情報が得られることが希望されている
事故から5年以上	○友の会だよりやホームページ等を介して、体験談等の情報発信できることが望まれている

どのような状態にすべきか
○事故のために解決しなければいけない問題の対処として、適切な情報提供が行われる
○欲しい情報がすぐに入手できる状態となる
○これまでの体験談等、情報発信ができる状態となっている

NASVAは何をすべきか
○相談員から質の高い情報提供がなされ、専門的な質問については、関係機関の紹介を行う
○相談員や友の会活動、ホームページを通じて、ニーズを踏まえた情報提供をする
○友の会活動やホームページで、保護者や遺児等が積極的に情報発信できるようにする

情報的サポート

ライフステージ	ニーズ
乳幼児	○子どもの将来や子育ての不安など、育児不安傾向があるため、同じ状況の先輩からの情報提供が望まれている
小学生	○子どもの将来への不安が出てくるため、将来の経済的問題や子育ての問題に対する相談が望まれている
中学生	○高校以降、大学までにどのくらいのお金が必要なのかに関する具体的な情報提供が望まれている ○貸付金の返済方法の相談ニーズがある ○子どもが思春期に入り、子育てで悩むことが多いため、専門家からの情報提供が望まれている

どのような状態にすべきか
○将来の経済的な状況や子育ての不安を解消できる情報がすぐに得られる
○経済的問題や子育ての問題に関して、必要なときに情報が得られる
○経済的な問題に関する具体的な相談が可能となる ○貸付金の返済方法の相談が可能となる ○単身家庭の子どもについてや思春期に起こりやすい問題について相談できるようにする

NASVAは何をすべきか
○友の会だよりやインターネットにより、ニーズを踏まえた情報提供できる体制をつくる ○専門家に相談できる体制を作る
○友の会だよりやインターネットにより、ニーズを踏まえた情報提供ができる体制をつくる ○専門家に相談できる体制を作る
○受益者が返済方法についての相談や専門家に対する相談を、気軽にできるように体制を作る

2. 施策の評価

(1) 交通遺児等貸付業務の施策に関するプライオリティ評価

サポート類型	ニーズ調査からの要望施策	有効性	必要性	効率性	公平性	妥当性	緊急性	行政関与 必要性	優先度 評価
経済的サポート	2-1-1 貸付額変更等柔軟な制度導入	○	○	△	△	△	△	○	△
	2-1-2 必要時対応の貸付制度導入	○	○	○	△	○	○	○	○
	2-1-3 貸付利用資格の緩和の検討	○	○	○	△	○	△	-	△
情報的サポート	2-2-1 広報のあり方の検討	◎	◎	○	○	○	◎	-	◎
	2-2-2 ホームページの充実	○	◎	○	△	○	○	-	○
	2-2-3 友の会だよりの充実	◎	◎	◎	○	◎	◎	-	◎
	2-2-4 友の会の集いの充実	◎	○	◎	△	○	○	-	○
	2-2-5 コンテストの充実	○	○	○	△	○	○	-	○
精神的サポート	2-3-1 専門相談窓口の設置	○	○	△	△	△	○	-	△
家事・育児サポート	2-4-1 家事・育児サポート情報の提供	△	△	△	△	△	△	-	△

- ◎ → 評価レベル1 評価点が高い
- → 評価レベル2 評価点が中位
- △ → 評価レベル3 評価点が低位
- × → 評価レベル4 評価点が特に低位
- → 評価不能

※評価に当たっては、様々な観点から検討を実施

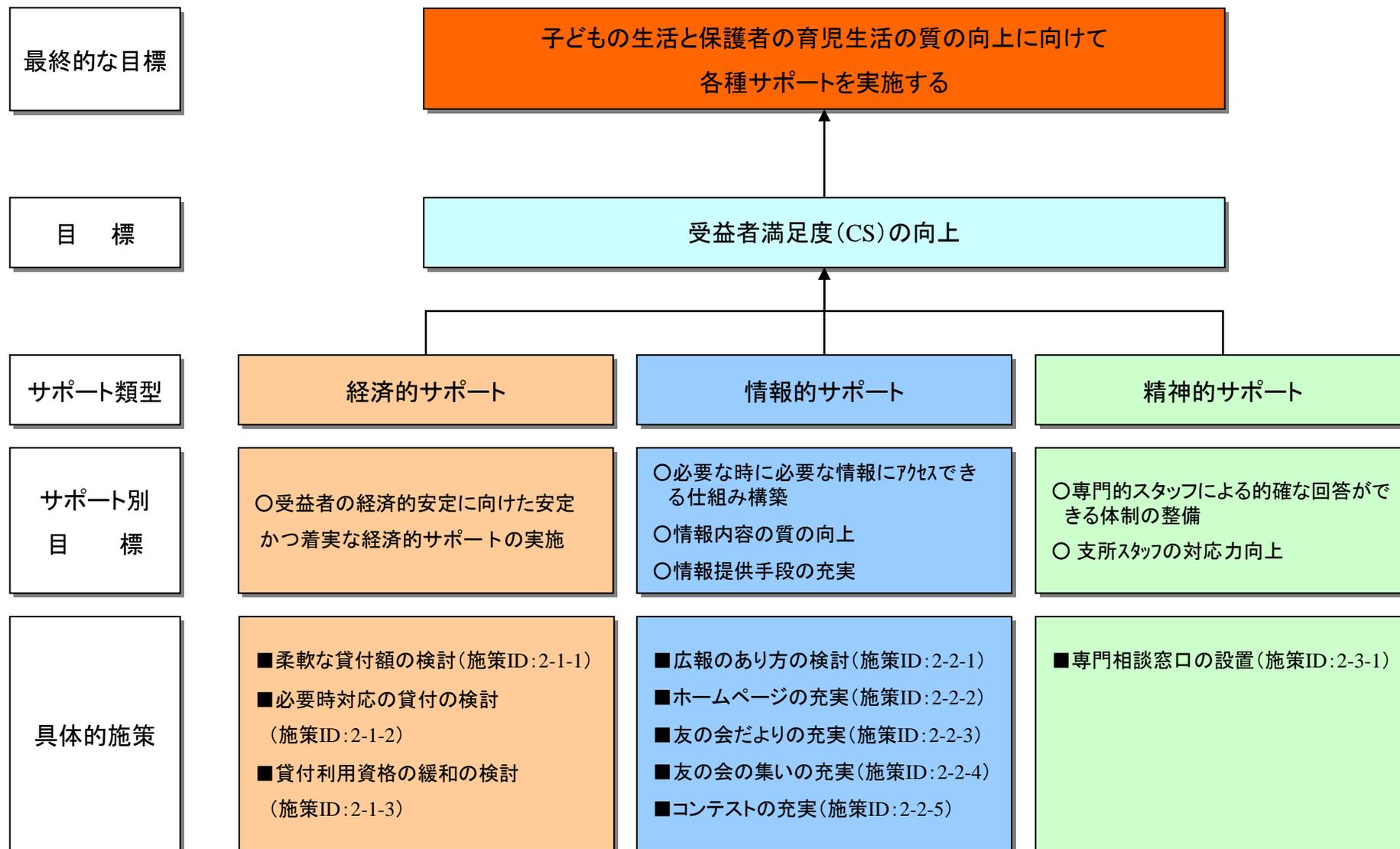
2. 施策の評価

(2) 交通遺児等貸付業務の施策に関するスケジュール案

サポート類型	施策名 (施策ID)	短期		中期				長期				
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
経済的サポート	柔軟な貸付額の検討 (2-1-1)			中・長期的課題								
	必要時対応の貸付の検討 (2-1-2)			中・長期的課題								
	貸付利用資格緩和の検討 (2-1-3)			中・長期的課題								
情報的サポート	広報のあり方の検討 (2-2-1)		短・中期的課題									
	ホームページの充実 (2-2-2)		短・中期的課題									
	友の会だよりの充実 (2-2-3)		短・中期的課題									
	友の会の集いの充実 (2-2-4)		短・中期的課題									
	コンテストの充実 (2-2-5)		短・中期的課題									
精神的サポート	専門相談窓口の設置 (2-3-1)		中・長期的課題									

3. 交通遺児等世帯の保護業務に関する施策の概要

(1) 施策の目標



3. 交通遺児等世帯の保護業務に関する施策の概要

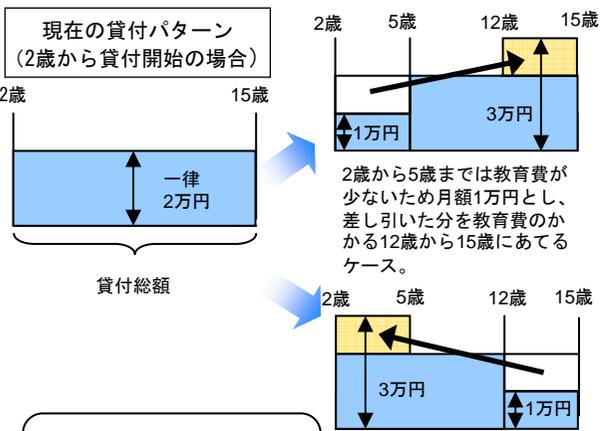
(2) 経済的サポート



柔軟な貸付額の検討 (施策ID: 2-1-1)

【概要】
・貸付額を柔軟に変更できるように検討する

イメージ図

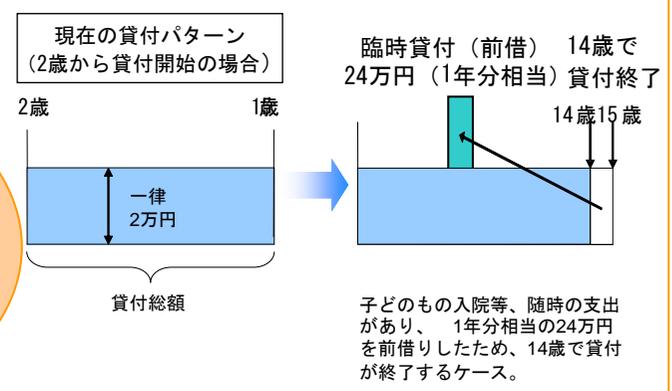


- 柔軟な貸付額のあり方の検討
- 例えば**毎月の貸付額を限度額の範囲内で変更**できるような制度の検討

必要時対応の貸付の検討 (施策ID: 2-1-2)

【概要】
・理由により必要時対応の貸付が可能となるように検討する

イメージ図



- 突発的な問題が起こった場合に、理由を明確にした上で、**限度額以内であれば臨時貸付を行う制度**の検討

経済的サポートの目標

➤ 受益者の経済的安定に向けた安定かつ着実な経済的サポートの実施

貸付利用資格の緩和 (施策ID: 2-1-3)

【概要】
・貸付利用資格の制限が緩和を検討する

- **収入が資格要件を超えたケース**に対する対応の検討
- 例えば一定の範囲内であれば、引き続き貸付利用資格が得られる等**資格要件の検討**

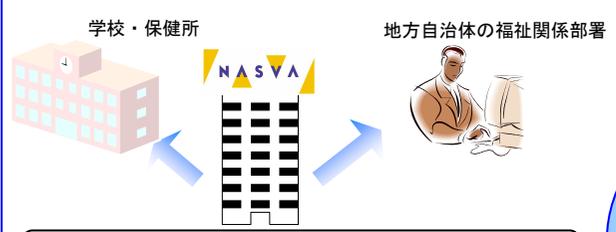


3. 交通遺児等世帯の保護業務に関する施策の概要

(3) 情動的サポート

広報のあり方の検討 (施策ID: 2-2-1)

- ・ 保育園、幼稚園、小学校、中学校、保健所等と連携し、貸付制度の認知度を向上させる



- 事故からすぐに貸付制度情報が得られるよう、**広報の対象**の検討
- 例えば**学校**や**自治体等**への広報の検討

ホームページの充実 (施策ID: 2-2-2)

- ・ 高校、大学生対象の制度情報について、分かりやすく提供されるようにする
- ・ 同じ経験をした保護者同士のコミュニケーション、遺児同士のコミュニケーションが可能となるよう工夫する



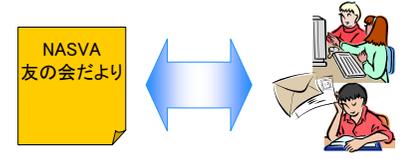
- ホームページが充実するような**情報提供内容**の検討
- 例えば**他制度の情報**や**体験談の掲載**等の検討

情動的サポート 目 標

- 必要な時に必要な情報にアクセスできる仕組み構築
- 情報内容の質の向上
- 情報提供手段の充実

友の会だよりの充実 (施策ID: 2-2-3)

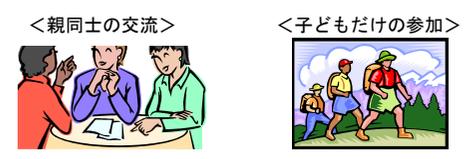
- ・ 友の会だよりの内容は、ニーズを踏まえて情報提供する



- 例えば**他の公的制度情報**や**就職に関する情報**、**保護者だけではなく子どもも楽しめる内容**等の検討

友の会の集いの充実 (施策ID: 2-2-4)

- ・ 友の会の集いについては、子ども同士、保護者同士が交流できる企画とする



- 例えば**OB**や**大学生のボランティア**等を活用し、**子どもだけで参加できる企画**等の検討

コンテストの充実 (施策ID: 2-2-5)

- ・ コンテストは、参加者の交流を図ることができるような企画とする



- 例えば**スポーツ大会**や**工作展の企画**等の検討

3. 交通遺児等世帯の保護業務に関する施策の概要 (4) 精神的サポート

専門相談窓口の設置（施策ID：2-3-1）

【概要】

- ・ 家庭相談員の相談体制を見直す
- ・ 全国ベースの相談窓口を設置し、全国一律サービスの展開及び専門家による対応を実施する

■ 全国ベースの相談窓口により専門的な相談への対応や他の相談機関の紹介

■ 支所スタッフの情報の共有化

- 専門的な質問への回答が可能となる相談体制の検討
- 例えば本部にコールセンターを設置し、専門的な質問に対応できる体制の検討

- 受益者に対するきめ細かい対応を行うために、支所スタッフの情報の共有化の検討
- 例えば相談者への回答例や他機関の制度に関するマニュアル作成等の検討

精神的サポート 目 標

- 専門的スタッフによる的確な回答ができる体制の整備
- 支所スタッフの対応力向上

